

24.11.12

# 第3次 安城市男女共同参画プラン

～（キャッチフレーズ）～

平成25年度～平成29年度

素案

安城市

# 目 次

第1章 プランの基本事項.....	1
1 プラン策定の趣旨・背景.....	1
2 プランの期間.....	3
3 プランの策定体制.....	3
4 プランの位置づけ.....	4
第2章 安城市の現状と課題.....	6
1 統計データに基づく安城市の状況.....	6
2 市民意識の状況.....	12
3 ヒアリング調査結果からみる各分野の状況.....	20
4 安城市男女共同参画プランにおける目標数値の達成状況.....	27
第3章 プランの基本的な考え方.....	31
1 基本理念.....	31
2 プランの最終目標（目指す姿）.....	32
3 基本目標.....	33
4 重点項目.....	34
5 プランの体系.....	36
第4章 プラン基本目標別の内容.....	37
基本目標Ⅰ 男女平等意識の促進.....	37
基本目標Ⅱ 男女共同参画社会の実践.....	43
基本目標Ⅲ 男女の自立と共生・参画を進める環境の整備.....	54
基本目標Ⅳ DVの根絶.....	60
第5章 成果目標.....	67
第6章 プランの推進体制.....	71
1 連携・協働によるプランの推進.....	71
2 プランの進捗管理.....	72
資料編.....	73
男女共同参画セルフチェックシート.....	93

# 第1章 プランの基本事項

## 1 プラン策定の趣旨・背景

わが国においては、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が制定され、この法律に基づき、翌年の平成12年12月に「男女共同参画基本計画」が策定されました。その後、平成17年12月には「男女共同参画基本計画（第2次）」が、平成22年12月には、より実効性あるアクション・プランとすることをめざした「第3次男女共同参画基本計画」が策定されています。

### ■男女共同参画に関する日本の動き

年	出来事
平成11年	「男女共同参画社会基本法」制定
平成12年	「男女共同参画基本計画」策定
平成13年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」制定
平成15年	「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」制定
平成16年	「DV防止法」第1次改正 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」策定
平成17年	「男女共同参画基本計画（第2次）」策定
平成19年	「DV防止法」第2次改正 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
平成20年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」改定
平成22年	「第3次男女共同参画基本計画」策定

愛知県においては、平成13年3月に「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」が策定され、平成14年3月には、県、県民、事業所の取り組みの基本的な方向を明らかにした「愛知県男女共同参画推進条例」が制定されました。さらに、社会情勢や国の動向を鑑み、平成23年3月には「あいち男女共同参画プラン2011-2015」が策定されています。

■男女共同参画に関する愛知県の動き

年	出来事
平成13年	「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」策定
平成14年	「愛知県男女共同参画推進条例」制定
平成17年	「あいち子育て・子育て応援プラン」策定 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定
平成18年	「あいち男女共同参画プラン21（改定版）」策定
平成20年	「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（2次）」策定
平成23年	「あいち男女共同参画プラン2011-2015」策定
平成24年	「あいち仕事と生活の調和行动計画」策定

安城市では、平成12年度に安城市の男女共同参画の方向性を定めた「安城市男女共同参画プラン」を策定し、その後、平成18年に後継計画となる「第2次安城市男女共同参画プラン」を策定しました。

平成20年には男女共同参画に取り組む姿勢や考え方（基本理念）、市、市民、事業者、教育に携わる人の役割などを定めた「安城市男女共同参画推進条例」を制定しました。

また、平成22年度には施策や事業の実施状況と市民意識を踏まえた「第2次安城市男女共同参画プラン」の中間改訂を行いました。

■男女共同参画に関する安城市の動き

年	出来事
平成12年	「安城市男女共同参画プラン」策定
平成13年	市民グループネットワーク「さんかく21・安城 <sup>1</sup> 」発足
平成18年	「第2次安城市男女共同参画プラン平成（18年度～平成24年度）」策定
平成20年	「安城市男女共同参画推進条例」制定
平成22年	「第2次安城市男女共同参画プラン」中間改訂

「第3次安城市男女共同参画プラン」は、以上のような国、県の動向や、市におけるの男女共同参画に関する施策の実施状況、平成23年度に実施した市民意識調査結果等を踏まえるとともに、変化する社会経済情勢に対応し、市における男女共同参画に関する行政の取り組みを総合的・計画的に推進するため策定します。


<sup>1</sup> さんかく21・安城

2001年に発足した市民グループのネットワーク。グループネットワークの強みを生かし、男女共同参画社会の実現に向けて、エンパワーメント講座の運営、男女共同参画講座の企画・運営、男女共同参画情報誌の作成など、さまざまな取り組みを行っている。平成24年4月1日現在21団体。

## 2 プランの期間

本プランの期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。また、国内外の動向や社会情勢の変化、計画期間中における事業進捗の状況を考慮し、随時、施策等の見直しを行うこととします。

### ■第3次安城市男女共同参画プランと総合計画の計画期間

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
第7次安城市総合計画					次期計画へ			
第3次安城市男女共同参画プラン		計画期間						

## 3 プランの策定体制

本プランは、市長の諮問機関である安城市男女共同参画審議会において策定及び推進に関する重要事項を調査審議し、答申を行いました。市においては、各課の担当職員で構成する作業部会、課長級職員で構成する幹事会において協議し、安城市男女共同参画審議会において審議する各事項についての原案を作成しました。

また、策定の過程において幅広く市民の意見や提案を反映させるため、企業、市民活動団体等に対するヒアリング調査や、パブリックコメントを実施しました。

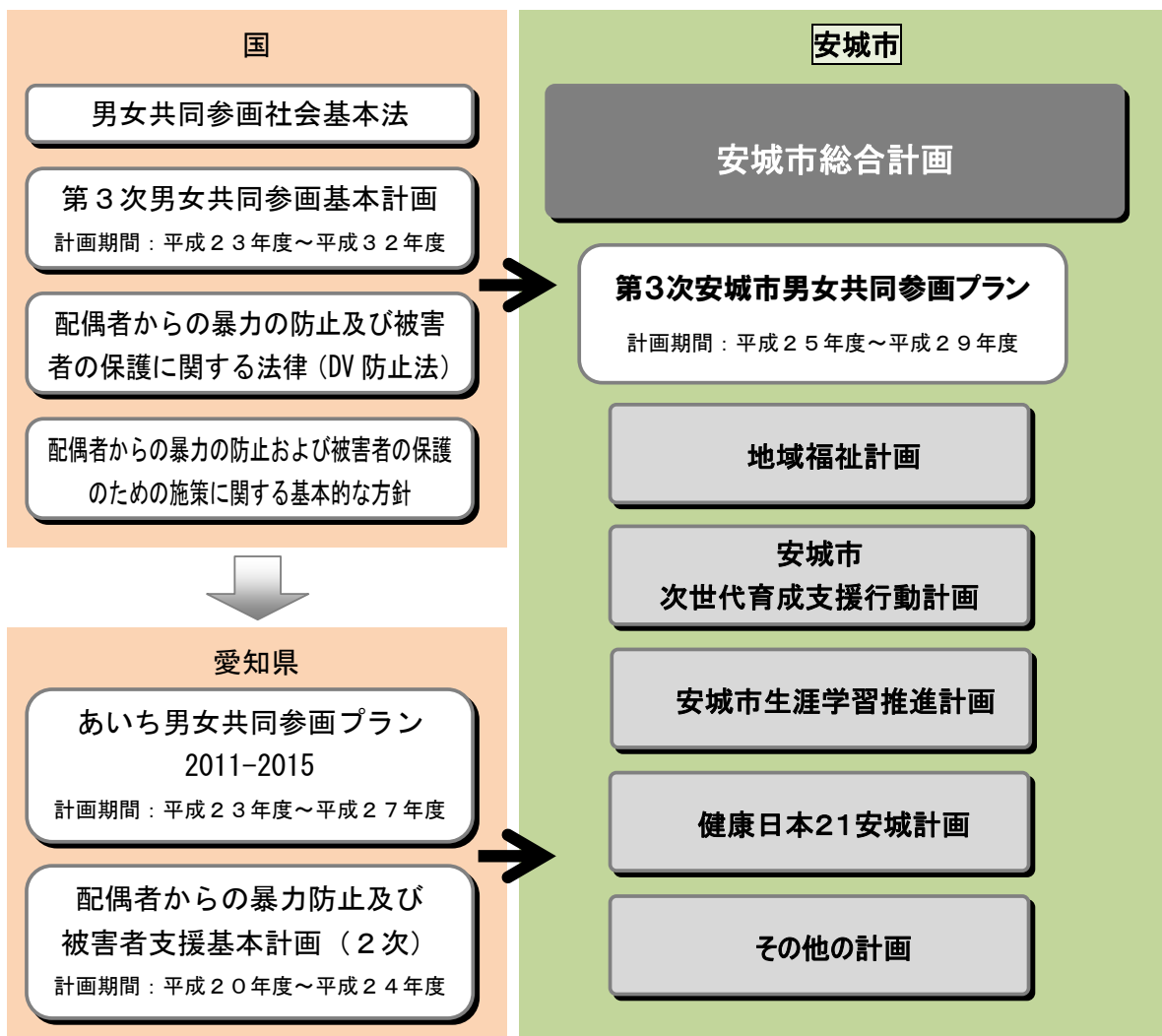
## 4 プランの位置づけ

本プランは、男女共同参画社会の実現に向けて安城市の施策の方向と推進のための方策を明らかにしたものであり、「男女共同参画社会基本法」第十四条第3項及び「安城市男女共同参画推進条例」第十条第1項に基づく計画として位置づけます。

また、本プランの基本目標Ⅳ「DVの根絶」に係る施策（60頁～66頁）は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第二条の三第3項に基づく「安城市における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画（安城市DV防止基本計画）」として位置づけられます。

さらに、本プランの策定にあたっては、市が策定した他の計画との整合を図ります。

### ■他計画等との関連図



## ■男女共同参画社会基本法

### 男女共同参画社会基本法（抜粋）

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## ■安城市男女共同参画推進条例

### 安城市男女共同参画推進条例（抜粋）

（基本計画の策定）

第十条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、安城市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者及び教育に携わる者の意見を反映するための必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

## ■配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

### 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（抜粋）

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

# 第2章 安城市の現状と課題

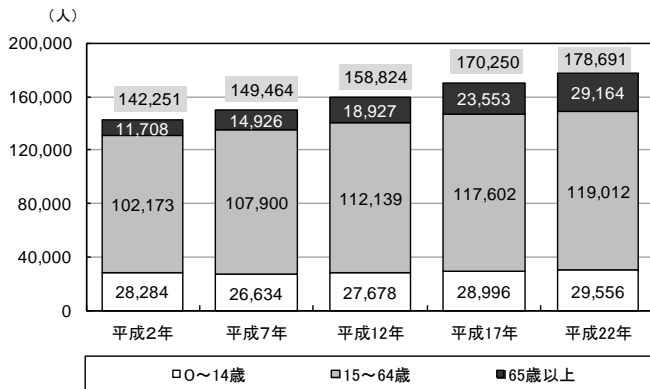
## 1 統計データに基づく安城市の状況

### (1) 人口・世帯の状況

市全体の人口は、平成2年以降増加傾向にあるものの、年齢3区分別人口割合をみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少し、高齢者人口（65歳以上）が増加しており、少子高齢化が進んでいます。人口構成は、自動車関連企業の立地などを背景に35～44歳が最も多くなっています。

若年労働者の減少は経済成長を制約し、年金、医療、福祉などの社会保障の分野における現役世代の負担を増大させるなど、社会経済全般に大きな影響を及ぼすことが予想されます。仕事、家庭生活、地域活動などにおいて、どちらか片方の性のみではなく、男女が相互に力を合わせ、さまざまな課題に対応していかなければならない時期に来ています。

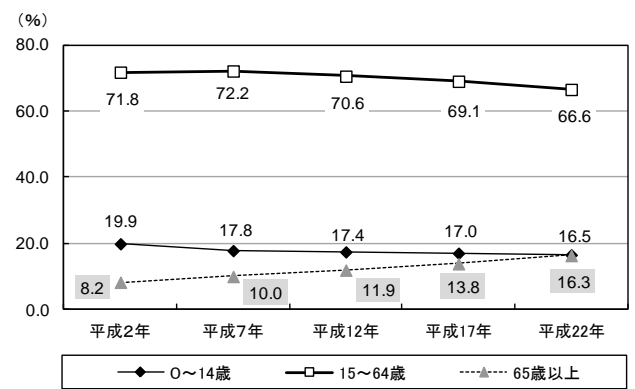
■年齢3区分別人口の推移



※合計値には「年齢不詳」が含まれています。

資料：国勢調査

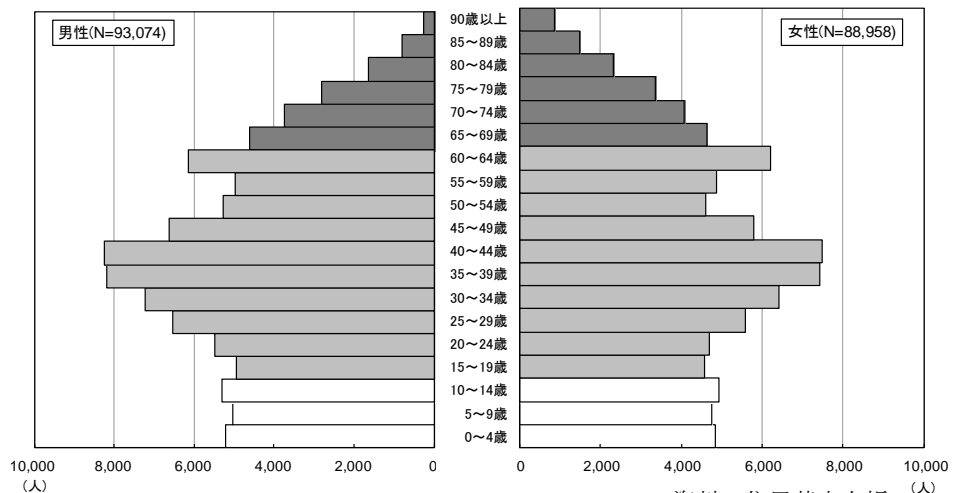
■年齢3区分別人口割合の推移



※「年齢不詳」は含まれていません。

資料：国勢調査

■人口ピラミッド（平成24年3月1日現在）



資料：住民基本台帳



市の世帯数は、人口とともに増加傾向にあります。核家族世帯や高齢者を含む単独世帯が増加しているなど、家族のあり方にも変化がみられます。高齢者の単身世帯数は急増しており、そのうち女性が占める割合が高くなっています。

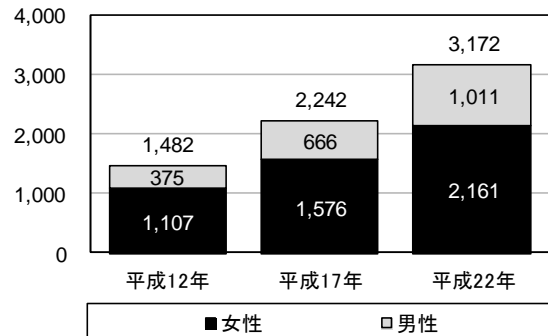
これまで家族が担っていた子育て、介護などの機能は、核家族化の進展によりその基盤がもろくなっています。そのため、家庭を基本としつつ、子育てや介護について、社会全体で担っていくことができるよう、地域、企業などの協力が必要となってきました。

■世帯数と世帯構成の推移

	一般世帯	核家族世帯	単独世帯	その他の世帯
平成12年	53,046	32,360	11,827	8,859
平成17年	60,854	36,007	16,193	8,654
平成22年	66,667	39,179	19,078	8,410

資料：国勢調査

■高齢者単身世帯の推移



資料：国勢調査

## (2) 婚姻・出産の状況

市の出生数は、増減があるものの、やや減少傾向にあります。婚姻件数はほぼ横ばいで推移しており、離婚件数は増減があるもののやや増加傾向にあります。

子どもを安心して産み育てるためには、働くことと子どもを産み育てることの両方を選択できる社会、多様なライフスタイルの選択を可能にする社会の実現が必要です。

■出生数・死亡数・婚姻数・離婚数の推移

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
出生数(件)	2,089	1,999	2,121	2,054	1,981
死亡数(件)	955	975	1,023	1,042	1,103
婚姻数(件)	1,223	1,272	1,329	1,248	1,202
離婚数(件)	314	325	314	332	345

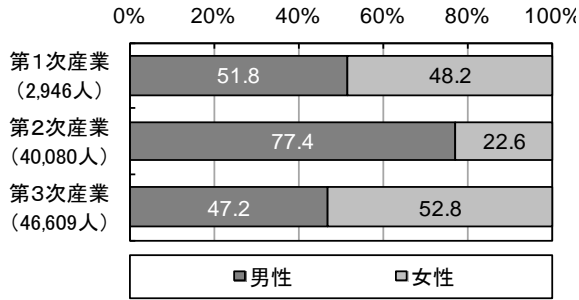
資料：'11安城の統計

### (3) 労働の状況

産業分類別の就業者数の男女比をみると、第1次産業及び第2次産業では女性よりも男性の就業者が多く、第2次産業では77.4%を男性が占める構成となっています。

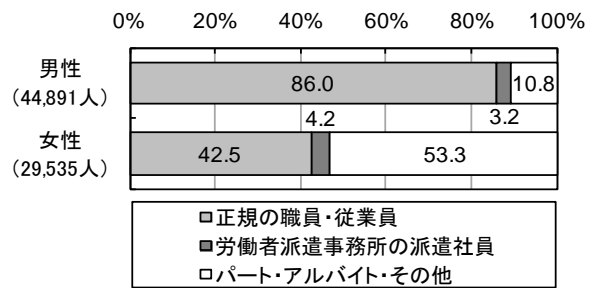
また、男女別の雇用者の雇用形態の状況をみると、女性の53.3%が「パート・アルバイト・その他」となっています。

■産業別の男女比



資料：国勢調査（平成22年）

■男女別雇用者の雇用形態の状況



資料：国勢調査（平成22年）

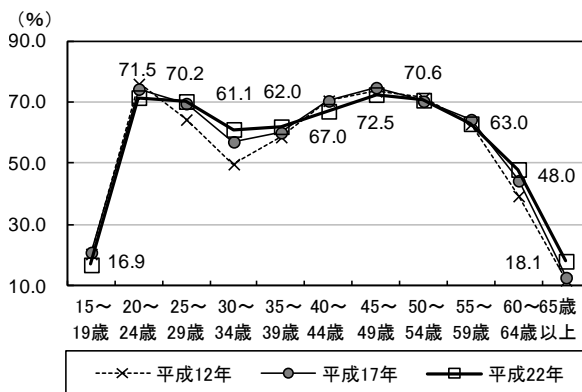
### (4) 女性の就労の状況

近年、女性の地位向上に対する意識は高まり、女性の高学歴化、社会参加が進んできました。「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」の制定など、男女がともに働きやすい労働環境をつくる法制度も整ってきました。

市の年齢階級別労働力率をみると、結婚や出産を機にいったん仕事を辞め、子育てが落ち着いた頃に再び就労することが考えられるM字曲線を描いているものの、平成12年から比較すると20歳代後半から30歳代後半にかけて曲線の谷間が浅くなっています。

平成22年における市と県、国との比較では、大きな差はありません。

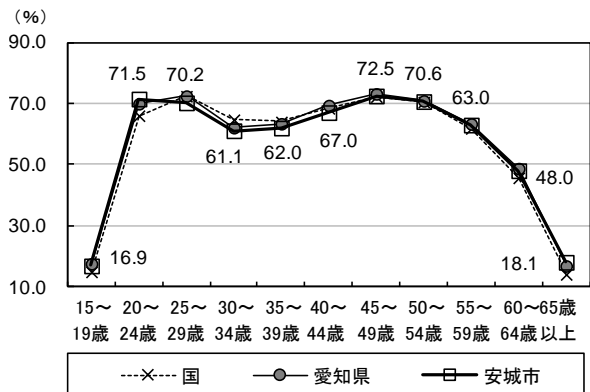
■女性の年齢階級別労働力率の推移（安城市）



※値は平成22年のみ表示しています。

資料：国勢調査

■女性の年齢階級別労働力率の推移（国、県との比較）



※値は安城市のみ表示しています。

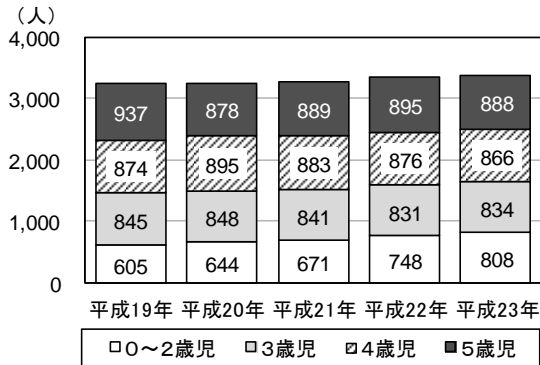
資料：国勢調査（平成22年）

### (5) 子育てや介護の状況

市には保育所が現在35か所あり、近年における保育所の入所児童数の推移をみると微増しています。特に0～2歳の低年齢児の入所が増加しています。

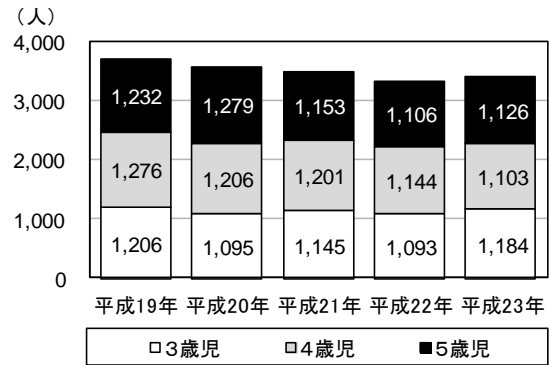
また、市には、就学前教育の場として公立幼稚園が4か所、私立幼稚園が9か所あります。入園児童数は減少傾向にありますが、3～5歳児については、保育所よりも幼稚園の入園児童数が多くなっています。

■保育所入所児童数の推移（各年4月1日現在）



資料：'11安城の統計

■幼稚園入園児童数の推移（各年5月1日現在）

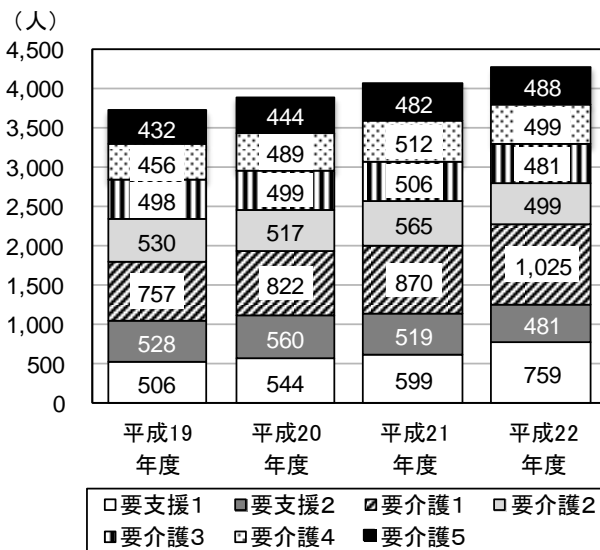


資料：'11安城の統計

介護を社会全体で支える仕組みとして平成12年に介護保険制度が創設されてから10年以上が経過し、人々の生活に定着してきました。高齢化や制度の浸透を背景に、市でも介護が必要な要支援・要介護認定者の数は増加しており、給付費も増加しています。

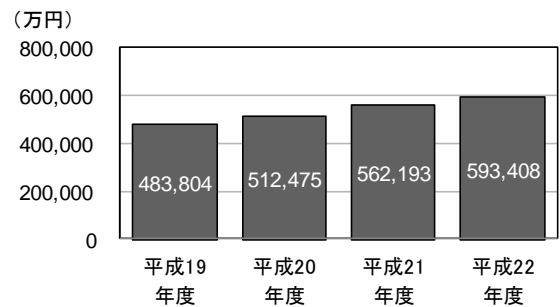
高齢化がより一層進むことが予想される中、「介護は女性が担う」という固定的な性別役割分担意識を解消していく必要があります。

■要支援・要介護認定者の数の推移



資料：'11安城の統計

■介護保険給付費の推移



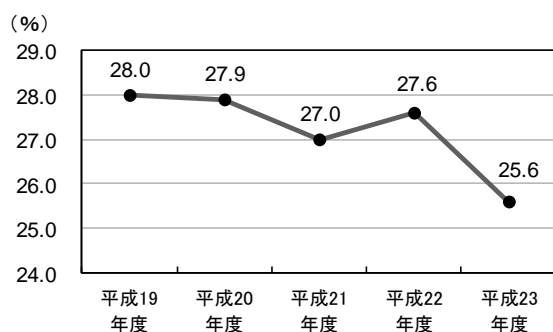
資料：'11安城の統計

## (6) 女性の参画の状況

市の審議会等の女性委員比率をみると、やや減少傾向にあります。幼稚園、小学校、中学校の女性管理職比率をみると増加傾向にあります。いずれも平成24年度の目標値(38%)は達成が難しい状況となっています。市議会議員の女性の割合は、平成20年以降6.7%で推移しており、低い状況となっています。市の女性管理職の割合は、平成22年度に10%を超えたものの、依然として低い状況となっています。

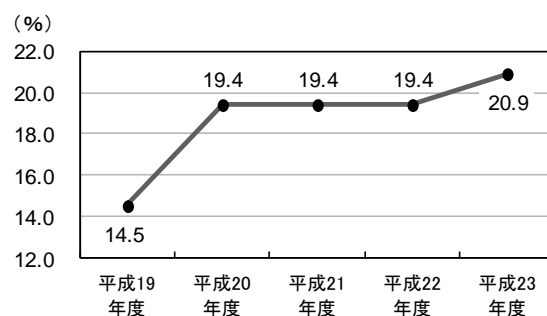
女性が広く参画できる環境を整えるとともに、女性が安心して職務に取り組めるよう、職場や家庭の理解を促進していくことが求められます。

■ 審議会等の女性委員の推移



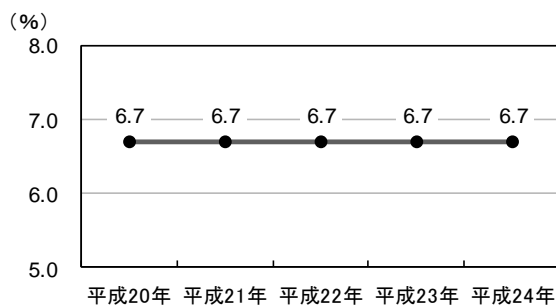
資料：第2次男女共同参画プランの指標の達成状況

■ 幼稚園・小学校・中学校の女性管理職の推移



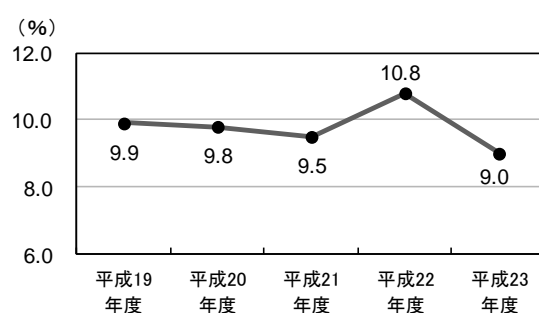
資料：第2次男女共同参画プランの指標の達成状況

■ 女性市議会議員の推移（各年4月1日現在）



資料：平成21年度版あいちの男女共同参画（平成20年次報告書）  
～平成24年度版あいちの男女共同参画（平成23年次報告書）

■ 市職員の女性管理職の推移



資料：第2次男女共同参画プランの指標の達成状況

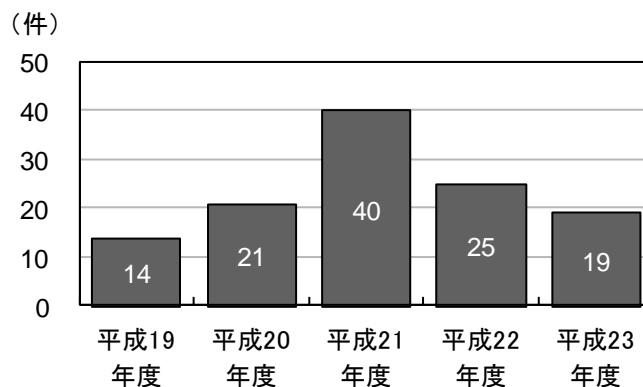
## (7) ドメスティック・バイオレンス(DV)<sup>2</sup>の相談状況

市においては、ドメスティック・バイオレンス(以下「DV」といいます。)の相談を受け付けています。

相談件数は平成23年度に19件となっており、平成21年度以降は減少傾向にはあるものの、後述の「市民意識の状況」によるDVの相談状況をみると、被害経験者のうち「だれにも相談しなかった」が男性は71.7%、女性は41.0%となっています。

相談件数は減少しているものの、DV被害そのものは無くなっておらず、被害者は潜在的にいると推測されます。

### ■ DVの相談件数の推移



資料：男女共同参画審議会資料

### <sup>2</sup> ドメスティック・バイオレンス(DV)

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」(平成16年6月2日公布、平成16年12月2日施行)では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義している。

一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあつた者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いが、人によっては、親子間の暴力などまで含めた意味で使っている場合もある。

## 2 市民意識の状況

市民の男女共同参画に対する意識を把握するとともに、第3次安城市男女共同参画プランの基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

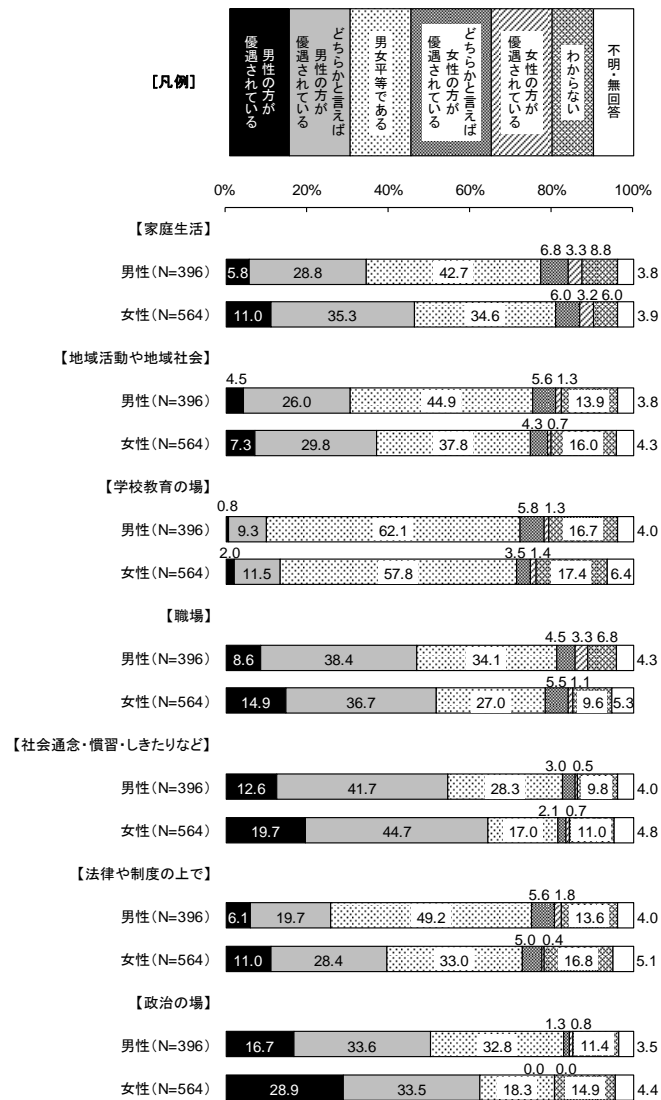
調査は、平成23年12月に安城市に在住の20歳以上の男女の中から無作為に抽出した2,000名を対象に行い、有効回収数は969票（性別の「不明・無回答」を含みます。）、有効回収率は48.5%でした。

調査結果の概要は、次のとおりです。

### (1) 各分野の平等感の状況

男性・女性の立場やありかたについて、「男女平等である」が50%を超えたのは、学校教育の場のみであり、地域活動や地域社会、家庭生活、職場、社会通念・慣習・しきたり、法律や制度、政治の場については、50%を下回っています。

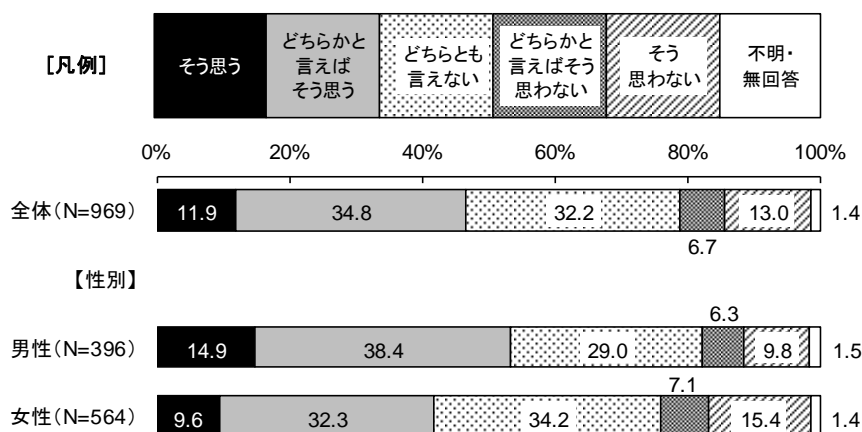
#### ■ 各分野での平等感



資料：男女共同参画に関するアンケート調査結果報告書（平成24年3月、安城市）

また、家庭生活の意識について、「男性は外で働き、女性は家庭を守る方がよい」という考え方については、「そう思う」と「どちらかと言えばそう思う」を合わせた“賛成”が、おおよそ半数を占めています。性別でみると、「男性は外で働き、女性は家庭を守る方がよい」に賛成する割合については、男性では53.3%であり、女性の41.9%と比較すると、11.4ポイント上回っています。

■ 「男性は外で働き、女性は家庭を守る方がよい」という考え方について



資料：男女共同参画に関するアンケート調査結果報告書（平成24年3月、安城市）

ポイント

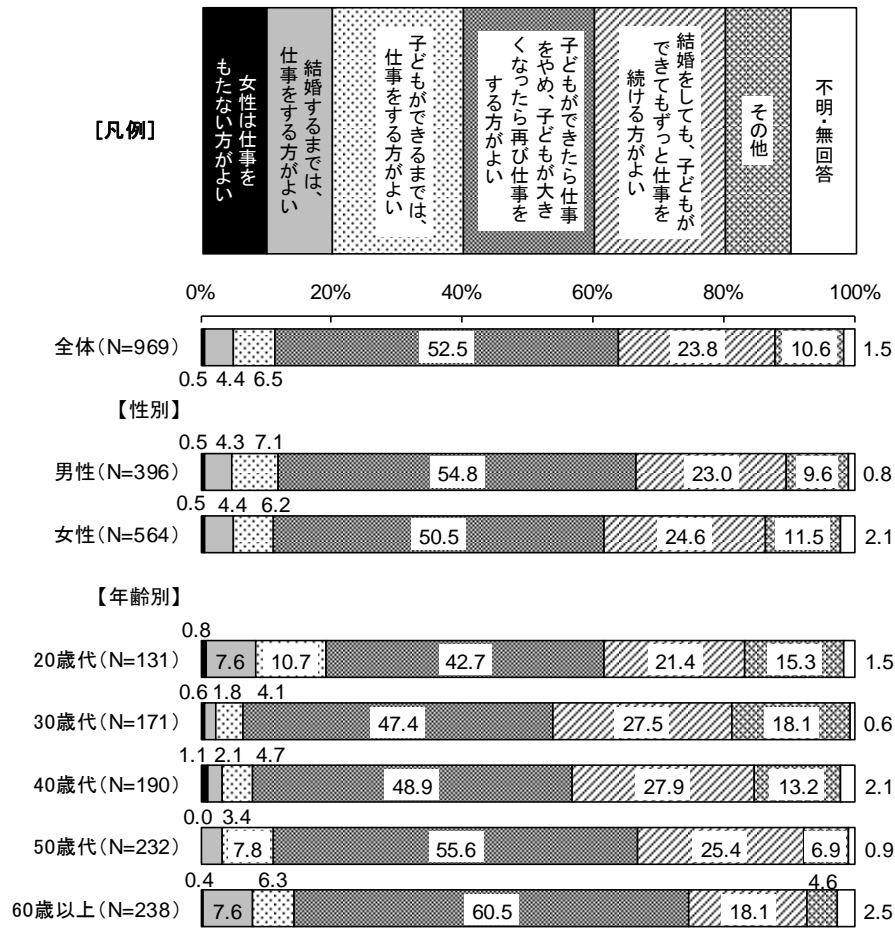
○2人に1人が「男性は外で働き、女性は家庭を守る方がよい」と考えており、女性の社会進出が進む中、依然として家事や掃除・洗濯・買い物などの日常行為について女性への負担は大きくなっています。そのため、特に家庭や職場における固定的性別役割分担の見直しが必要です。

(2) 女性の参画について

女性の仕事について、望ましい形としては、「子どもができれば仕事をやめ、子どもが大きくなったら再び仕事をする方がよい」が、性別や年代にかかわらず50%近くを占め、最も高い割合となっています。

年齢別にみると、「結婚をしても、子どもができてもしっかりと仕事を続ける方がよい」が30歳代で27.5%、40歳代で27.9%、50歳代で25.4%となっており、他の年代と比べて高くなっています。

■女性が仕事を持つことについての考え



資料：男女共同参画に関するアンケート調査結果報告書（平成24年3月、安城市）

ポイント

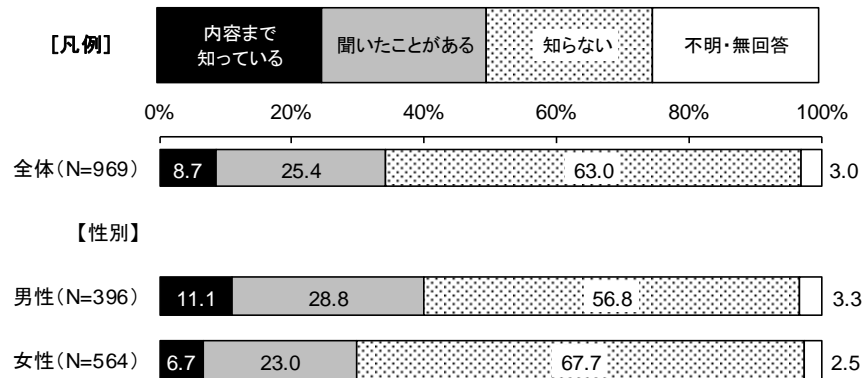
○30歳代から50歳代にかけての3割弱の人が、「結婚をしても、子どもができて ずっと仕事を続ける方がよい」と考えており、子育てなどの支援制度の充実とと もに、家庭及び職場の理解の促進が求められます。



### (3) ワーク・ライフ・バランス<sup>3</sup>について

ワーク・ライフ・バランスを「認知している」は34.1%となっており、女性では低い傾向にあります。ワーク・ライフ・バランスという言葉や意味自体が十分に理解されていない状況であり、ワーク・ライフ・バランスの周知や理解の促進が必要です。

#### ■ワーク・ライフ・バランスの認知度



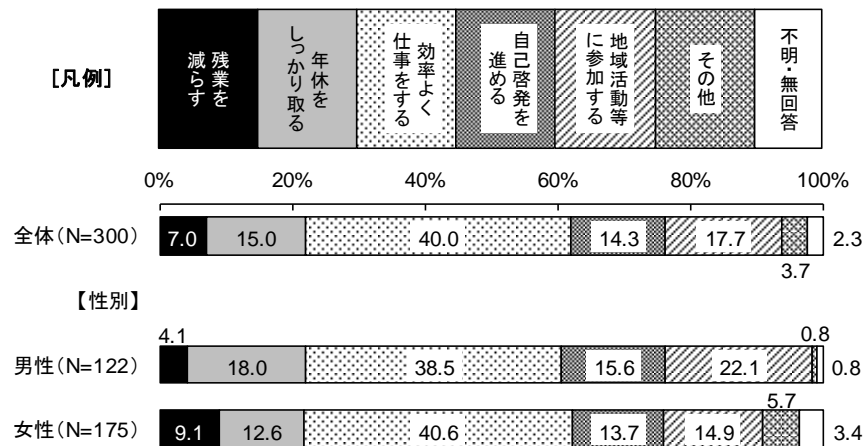
資料：男女共同参画に関するアンケート調査結果報告書（平成24年3月、安城市）

<sup>3</sup> ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会を創出する基盤として、近年重要視されている考え方。

ワーク・ライフ・バランス実現のために行っていることは、「効率よく仕事をする」が男女ともに多くなっており、男性では「地域活動等に参加する」が22.1%と、女性に比べて高くなっています。

■ワーク・ライフ・バランス実現のために行っていること



資料：男女共同参画に関するアンケート調査結果報告書（平成24年3月、安城市）

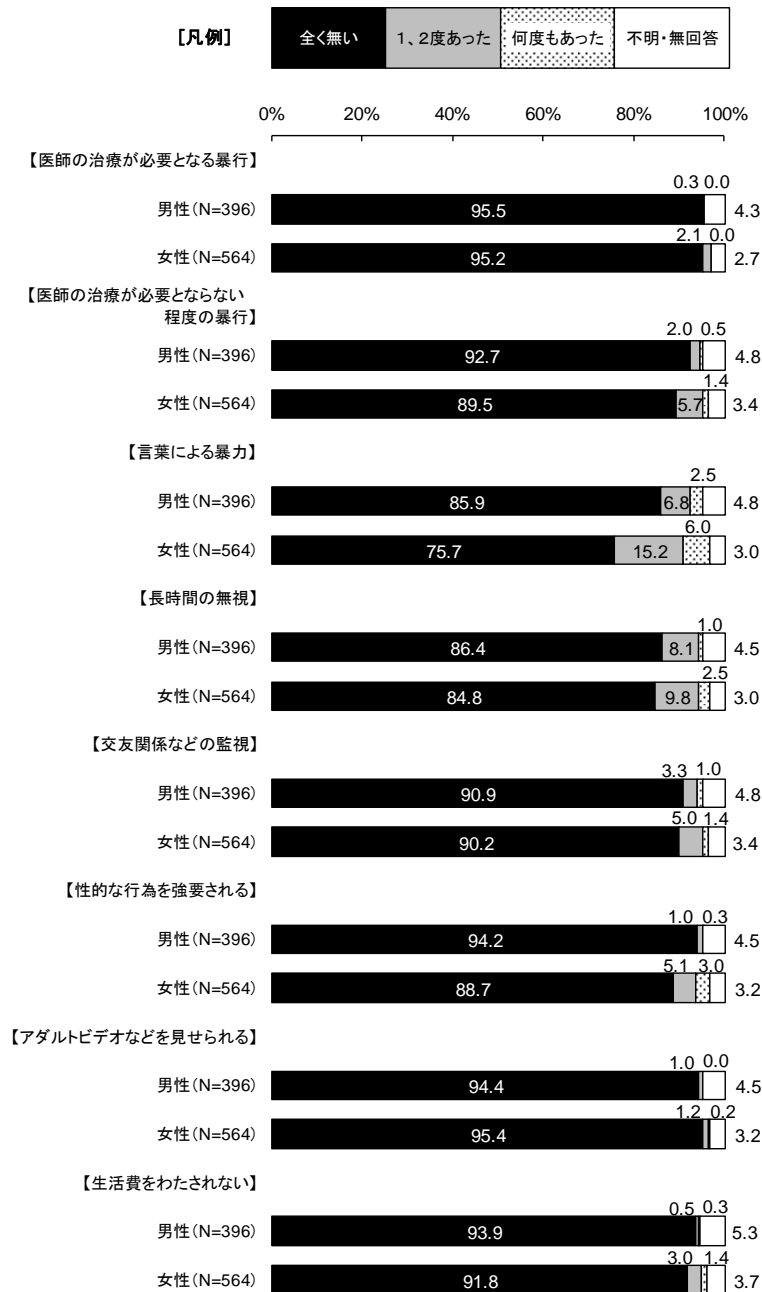
ポイント

○ワーク・ライフ・バランスを「知らない」が男女ともに高く、特に女性は67.7%となっています。そのため、多様な働き方の選択や、働き方の見直しに関する考え方を浸透させていく必要があります。

#### (4) DVの状況

DVの被害経験の有無については、「1、2度あった」が、【言葉による暴力】では男性6.8%、女性15.2%、【長時間の無視】では男性8.1%、女性9.8%となっています。

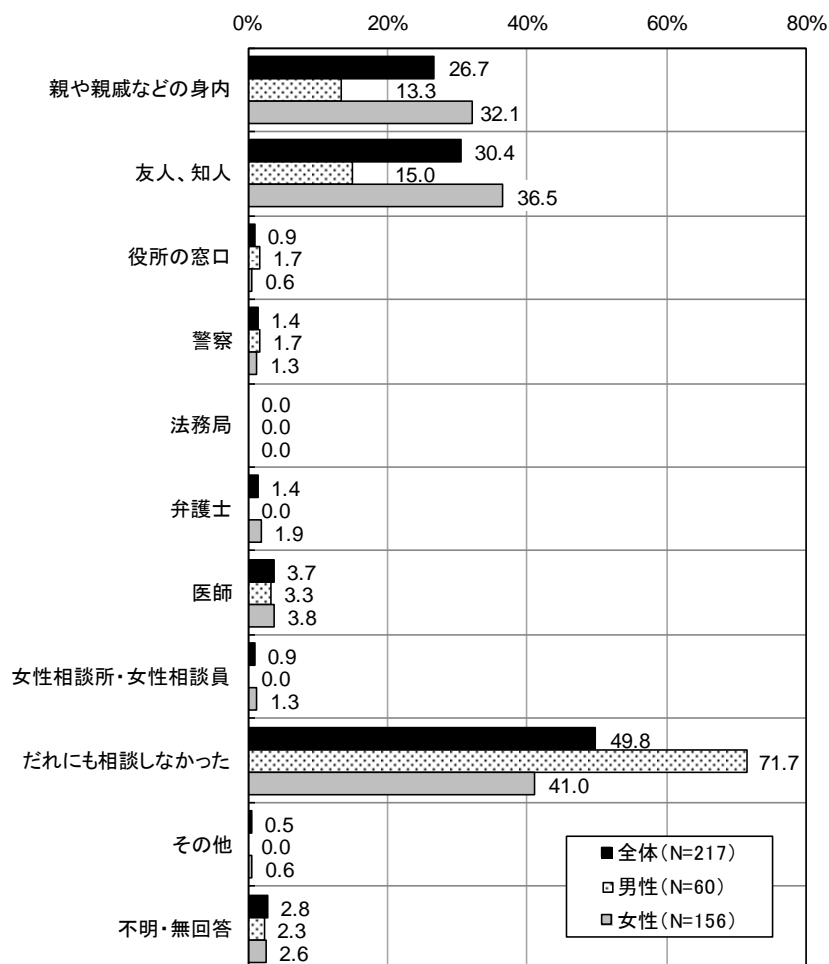
##### ■DVの有無



資料：男女共同参画に関するアンケート調査結果報告書（平成24年3月、安城市）

また、DVの被害に遭った際、男女ともに「だれにも相談しなかった」が男性71.7%、女性41.0%と、男性が高くなっています。なお、女性は「親や親戚などの身内」、「友人、知人」が男性と比較して高くなっています。

#### ■DVの相談



資料：男女共同参画に関するアンケート調査結果報告書（平成24年3月、安城市）

#### ポイント

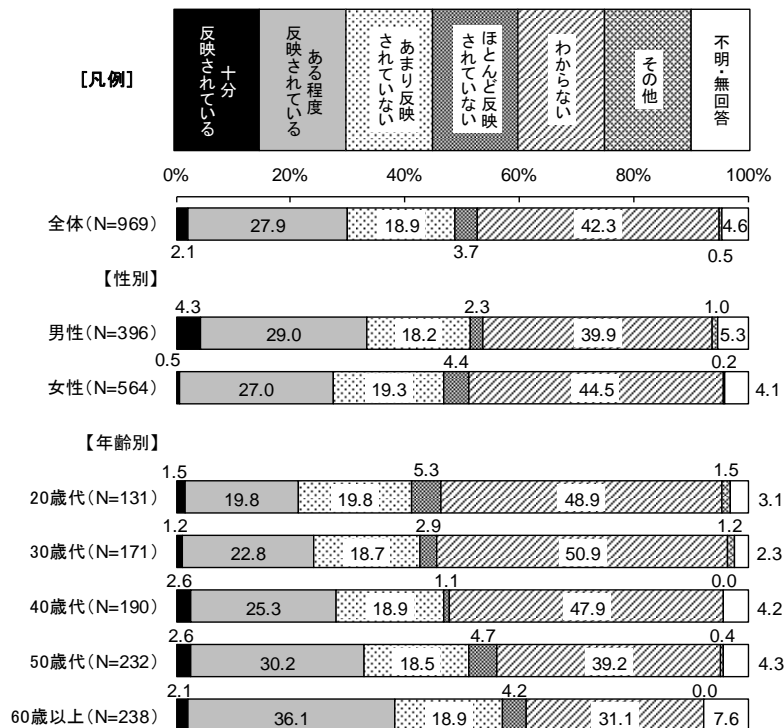
○DVの被害経験者のうち、「だれにも相談しなかった」が男性71.7%、女性41.0%となっており、表面化している以上に潜在的な件数が多いと推測されます。DVを予防する取り組みをすすめるとともに、早期の発見に努めることが重要となっています。

## (5) 市政への女性意見の反映について

市民の意見が反映されていると思うのは46.1%（市民協働に関するアンケート調査、平成23年10月）です。

また、市の施策へ女性の意見が反映されているかについては、「反映されている」が30.0%となっており、前回調査と比較して減少しています。

### ■市の施策への女性の意見の反映



資料：男女共同参画に関するアンケート調査結果報告書（平成24年3月、安城市）

### ポイント

〇市の施策へ女性の意見が反映されているかについては、「反映されている」が30.0%にとどまっています。そのため、審議会等委員への女性の登用が広く促進されるよう、取り組みを進めていく必要があります。

### 3 ヒアリング調査結果からみる各分野の状況

#### (1) ヒアリング調査の実施概要

安城市で活動している団体、家族経営協定<sup>4</sup>を締結している農業従事者、市内の事業所及び市内の中学生を対象に、男女共同参画に関するヒアリング調査を実施しました。

	調査対象	期間	調査方法
関係団体	安城市で活動している市民活動団体（さんかく21・安城構成団体）	平成24年 8月～9月	事前に調査シートによりご意見を聴取し、ご回答いただいた団体から5団体を選び、面談によるヒアリング調査を実施
農業従事者	家族経営協定を締結している農業従事者	平成24年8月	事前の調査シートによるご意見の聴取及び面談によるヒアリング調査を実施
事業所	安城市内の事業所	平成24年 8月～9月	事前に調査シートによりご意見を聴取し、ご回答いただいた事業所から3事業所を選び、面談によるヒアリング調査を実施
中学生	子ども議会リハーサルに参加した安城市内の中学生24名	平成24年 8月9日	調査シートへの自由記述

各ヒアリング結果の概要は、分野別にまとめました。

なお、中学生の思い・意見については、「次世代の思い」として、本プラン中に記載しています。

#### <sup>4</sup> 家族経営協定

経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたもの。

## (2) 団体ヒアリング結果の概要

### ① 意識、教育について

男女共同参画や広く「人権」に関する教育を、子どもの頃から行う必要があるという意見が多く聴かれました。また、「男は仕事、女は家庭」といった性別役割分担に基づく意識はまだ根強く残っており、男女ともに、家事能力や就労する意欲が育たなかったために、ニートや引きこもりといった問題につながってしまう事例もあるということです。

主な意見
○PTA会長を女性が受けることができる環境づくりを。 ○中高生へのデートDV <sup>5</sup> の啓発などを、人権の視点から伝えていく必要がある。 ○教育現場、生涯学習などを通じて、いじめやDVなど人権教育の充実をお願いしたい。 ○女性への啓発のみならず、市民全体・市民活動としての参画が必要と考える。 ○乳幼児の保護者、小中高生などライフステージの各段階で、一貫したプログラムにより人権・男女共同参画の啓発を行っていく必要があると感じる。 ○男女共同参画にまだまだ偏見があり、職員の中でもまだ浸透していないため、啓発が必要である。

### ② 方針・政策決定への女性の参画について

方針・政策決定過程への女性の参画については、目標値の達成に向けた取り組みの強化を希望する意見が出されています。

主な意見
○市の職員（行政担当）で女性の占める割合を増やし、目標を数値化する。また、市の職員（保育・幼児教育）で男性の占める割合を増やし、目標を数値化する。 ○各種審議会などの女性委員の登用率が30%前後で停滞している。目標を上げて、さらなる努力を希望する。

<sup>5</sup> デートDV

主に高校生や大学生などの若い世代で、婚姻関係がない交際相手などの異性からの暴力をいう。

### ③ ワーク・ライフ・バランスについて

子育て支援を行う団体からは、家庭内、夫婦間のコミュニケーション不足（夫の子育てへの無関心など）が、さまざまな問題・悩みを発生させているという意見があがっています。その他、市の子育て支援施策を評価する意見、介護技術を男女ともに身につけることの重要性を指摘する意見がありました。

#### 主な意見

- 家庭の問題として、夫とわかりあえる時間がないという妻の声をよく聴く。
- 保育園、学童保育の充実で、女性が働きやすい環境になってきていると思う。
- 介護技術の向上は、男女問わず大事である。

### ④ 地域活動について

地域活動・市民活動において「男女不平等はない」とする団体がほとんどでしたが、一部では「会議で女性が意見を言いにくい」、「役員選挙や運営に男女不平等な扱いがある」、「女性のみがお茶くみや準備・片付けなどを担当する」という意見もありました。

#### 主な意見

- 男性優位の組織運営を改める必要がある。町内会など地域活動における方針決定の場に女性が参画できる環境づくりを。
- 地域活動の中で、酔っ払ったふりをしてのセクハラ<sup>6</sup>などがある。

<sup>6</sup> セクシャル・ハラスメント(セクハラ)

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、さまざまな生活の場で起こり得るものである。



## ⑤ DV、人権について

子育て支援団体や、その他当事者支援の団体において、啓発や相談、行政などの支援機関へのつなぎといった取り組みが行われています。DVについては、被害者自身が被害の自覚がない場合もあること、被害者が身近な相談窓口に行きにくいこと、児童虐待などとの関連が深いことなどの現状があります。さまざまな段階で多様なセーフティネットをつくっておく必要がありますが、まだ体系立った体制整備ができていません。そのため、情報発信や連携などにおいて、十分な対応ができていないという例も聴かれました。

自立支援のためのシェルターの設置や加害者支援など、現在、西三河地域など近隣も含めて安城市にない取り組みについては、必要性はあるものの、予算の問題や対象者が少ないこと、専門性が必要であることなどから、現時点では実施に至っておりません。

### 主な意見

- DVや児童虐待に関しては、事件などが起こった際に活動に盛り込んで話をしている。
- 西三河地域でのシェルターの設置に向けて調査を行うところであったが、東日本大震災の発生により頓挫している。県の支援施設に行く前段階の被害者が不安定な時期に、1～2日宿泊できるような支援施設が身近なところがあればよいと思う。
- 複合的な問題（就労、健康、DV等）を抱え、困難な状態に置かれているDV被害者も多い。さまざまな相談機関をまわるが、その際に無神経な言葉などにより傷つくこともあるようである。まずは、被害者の話をすべて聴くことから始めている。

### (3) 農業従事者ヒアリング結果の概要

「家族経営協定」の締結により、農家における家事や労働の役割分担について考えるきっかけとなり、女性農業従事者の地位向上などさまざまな良い効果が生まれています。しかし、一方では協定の内容が守られていない例もあり、「家族経営協定」の普及と併せて、内容の定期的な見直しや、継続的な家庭内での話し合いが必要であるということでした。

また、農業が盛んな安城市は他市に比べてバックアップ体制も充実しているため、今後、農業分野において女性の力をさらに生かしていくこと、農業分野の男女共同参画をさらに進めていくことについて意欲的な意見が出されました。

#### 主な意見

- 農家の場合、家族の人数が多いので問題が起こる事がある。家族経営協定で取り決めを行っておけば、個人が頭の中でその事を思い出して、穏便におさまるように思う。
- 協定を結ぶ前よりも、夫が家事を手伝ってくれるようになった。お嫁さんも含め家族全体でメリハリがついた。
- 協定について話し合うだけでも男性の意識が変わる。それだけでも意味があるように思う。
- 協定を結んだが守れていない事もある、と耳にする。しかし、家族経営協定を結ぶということは、ひとつの家族会議の場をつくるということである。協定を結んで1年経ってどうだったか、という話し合いをするといいと思う。
- 農業は、嫁いだ女性がとても多くのことをやるというイメージがあると思う。どこまでやるのかというグレーゾーンを、協定を結ぶことで明確にすることができる。
- 女性の潜在的な力をもっと発揮していく分野に、第6次産業<sup>7</sup>があると言われている。女性ならではの視点や、使いやすい製品づくりなど、強みがたくさんあると考える。
- 農業分野の男女共同参画は、進んでいるといえる。昔は農業の会合に行くと、全員男性であった。以前は女性が私一人だったが、最近では女性もちらほら見かけるようになった。県の事務局のなかで女性がいるようになったし、地域の農協でも少しずつ女性がいらっしゃる。力のある女性はそれに見合った役職についてほしい。

#### <sup>7</sup> 第6次産業

農畜産物の生産(1次)だけではなく、食品加工(2次)、流通・販売等(3次)にも農業者が主体的かつ総合的に関わることで、第2次・3次産業事業者が得ていた付加価値を農業者が得ようとする取り組み。1次×2次×3次=6次産業である。

#### (4) 事業所ヒアリング結果の概要

##### ① ワーク・ライフ・バランスについて

育児休業を取得する女性はみられますが、男性の取得についての実績はありませんでした。育児休業を取得する際には、業務の代替要員の確保や復帰に向けた配慮など、現場で苦慮するところも多いようです。

介護休業の取得実績は、ありませんでした。

主な意見
○育児休業を取得した場合の業務の代替は、既存社員で補うか短期のアルバイト、派遣社員等で対応する。育児休業を取得した社員が、復帰がしやすいように配慮している。
○介護休業制度を利用する人はいないが、今後は必要があれば検討する。小さな会社なので、一人抜けると業務の進行具合が違ってくるので、現実として取得は難しい。
○育児休暇に関して、男性の場合は前例がない。制度としてはあるが、難しい部分がある。実情は、大企業なら可能性もあるが中小企業の場合、実施は難しいと思う。
○介護休暇として年間5日間認められると聞いたが、実際の介護は短期間で解決できる問題ではない。
○以前、親の介護で短期間休んだ社員はいたが、今のところ介護が原因で退職するといった事例はない。制度の案内は行っているので、今後対応していく必要があるかもしれない。
○ワーク・ライフ・バランスの資料があれば、配布している。従業員はほとんど男性なので、育児等に意識が薄い。
○繁忙期などで残業、休日出勤などが生じる時は、社員に代休の取得を促している。

##### ② その他の支援制度について

女性の再雇用は、積極的に行う事業所がみられます。中小企業において、出産・子育て後に再チャレンジする女性の受け入れ体制は、柔軟であることがうかがえます。

主な意見
○いったん仕事をやめた社員を再雇用することもある。業務をよく知っていることから、とても助かっている。社員の希望があれば、正社員としての雇用も進めていくなど柔軟に対応している。
○結婚や出産で退職された方には、少し時間が経ち、落ち着いたらまた声をかけて働いてもらっている。復帰・再就職しやすい環境である。
○小さい子どものいる社員にとって、短時間勤務制度などはうれしいようである。

### ③ 女性の人材育成、キャリアアップについて

女性の人材育成やキャリアアップについては、女性自身の意識改革を求める意見が出されています。

また、男性に比べて女性は家庭と仕事との両立の中で、家庭の比重が大きくなりがちです。女性のキャリアアップに向けては、女性自身の意識と企業としての方針、子育て・介護の支援制度など、さまざまな条件を整備していくことが求められます。

#### 主な意見

- まず各自の意識改革が必要だと思う。男性や社会の理解も重要だが、女性自身の社会における個人としての責任ある認識が必要である。女性である甘えがあるように思われる。
- 女性社員は、家庭との両立を考える事などから役職者へのチャレンジが消極的になることもあるので、仕事と家庭の両立を支援する体制が必要だと思う。
- 結婚・出産などライフステージの観点からみて、女性の採用を控えてしまう部分がある。男性の場合はずっと来てもらって、次の代を支えていってもらえる。社内の体制整備が進めば、女性の進出も可能なのかもしれない。
- 会社としては、利益をあげていかないと潰れてしまう。昔の考え方だと男性が頑張ればいいと思っていたが、今は女性の考え方を取り入れて進めて行くのが生き残るための一つの道だと思う。

### ④ 行政に求める支援について

行政に求める支援では、柔軟な働き方を導入するための支援、働き方の見直しに関する啓発や情報提供の充実、また、子育てや介護などの福祉サービスの充実を求める意見が出されています。

#### 主な意見

- テレビなどで「イクメン<sup>8</sup>」と聞くことは増えたので、情報にふれる機会が多くなると良い。
- ワーク・ライフ・バランスも、一般的に提示される生活のイメージと、製造業の現場ではかけ離れてしまっている。身近でわかりやすい、イメージしやすい啓発や情報があると良い。
- 女性の場合、保育園などの育児環境の整備ができれば、子どもが病気になったときも安心して預けられるようになる。このようなことは非常に効果があると思う。
- 家族全員で交代しながら介護をしていた社員がいたので、介護施設等の充実を望みたい。

<sup>8</sup> イクメン

子育てを楽しみ、自分自身も成長する男性のこと。または、将来そんな人生を送ろうと考えている男性のことである。

## 4 安城市男女共同参画プランにおける目標数値の達成状況

「第2次安城市男女共同参画プラン（中間改定）」において設定した目標数値について、以下のような基準に基づき達成状況を確認しました。

### 【評価基準】

- ・平成23年度の実績値と平成24年度の目標値を比較し、すでに目標を達成している（A）
- ・平成24年度の目標値は達成していないが、プラン掲載値から改善している（B）
- ・プラン掲載値から横ばいである（C）
- ・プラン掲載値から後退（減少または増加）している（D）

「Ⅰ 男女平等の意識づくり」では、「男は仕事、女は家庭」に賛成する市民の割合がプラン策定時から増加しており、意識の浸透が進んでいない状況がうかがえます。女性関連図書の蔵書充実や講座・イベント時の託児、協働による講座の開催など、市民が地域社会で学習するための基盤づくりについては順調に推進されています。

「Ⅱ あらゆる場での共同参画」では、市管理職員の女性割合、あんじょう市民活動情報サイトアクセス件数がプラン策定時から低下しています。市民の地域活動への参加や市民活動センターの利用などは、非常に活発になってきています。

「Ⅲ 男女の自立と共生・参画を進める環境の整備」では、健康づくりに関する取り組みや子育て支援サービス、介護教室の開催などで順調に推進されてきています。

全体ではA判定が半数を占め、概ね順調に推進されているところですが、市民の意識の面や行政における女性職員の積極的な管理職登用などの面でさらなる取り組みが求められます。

### ■目標数値の達成状況（全体）

		A	B	C	D	合計
Ⅰ 男女平等の意識づくり	項目数	4	4	1	2	11
	割合	36.4%	36.4%	9.1%	18.2%	100.0%
Ⅱ あらゆる場での共同参画	項目数	10	4	1	2	17
	割合	58.8%	23.5%	5.9%	11.8%	100.0%
Ⅲ 男女の共生と自立・参画を進める環境の整備	項目数	11	6	1	2	20
	割合	55.0%	30.0%	5.0%	10.0%	100.0%
合計	項目数	25	14	3	6	48
	割合	52.1%	29.2%	6.3%	12.5%	100.0%

## I 男女平等の意識づくり

### I-1 保育・教育の場での推進

検証指標	プラン掲載値	実績値	目標値	達成状況
		H23年度	H24年度 (最終年)	
学校教育の場が男女平等であると考える市民の割合 <sup>※)</sup>	女性61.9% 男性75.7% (H16年度)	女性75.8% 男性78.3%	女性68% 男性83%	<b>B</b>
子どもは女らしさ、男らしさにとらわれず、個性を尊重するように育てた方がよいと考える市民の割合 <sup>※)</sup>	女性66.3% 男性48.1% (H16年度)	女性67.4% 男性60.5%	女性73% 男性53%	<b>B</b>
幼稚園・小学校・中学校の管理職のうち女性が占める割合	16.7% (H17.4)	20.9% (学校教育課) 100% (子ども課)	38%	<b>B</b>

### I-2 家庭での推進

検証指標	プラン掲載値	実績値	目標値	達成状況
		H23年度	H24年度 (最終年)	
家庭生活の場が男女平等であると考える市民の割合 <sup>※)</sup>	女性21.5% 男性38.6% (H16年度)	女性38.4% 男性48.8%	女性24% 男性43%	<b>A</b>
「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成・どちらかといえば賛成の市民の割合 <sup>※)</sup>	女性18.0% 男性36.3% (H16年度)	女性42.4% 男性54.1%	女性15% 男性29%	<b>D</b>
育児講座への男性の参加率	29.7% (H19年度)	25.8%	32%	<b>D</b>

### I-3 地域社会での推進

検証指標	プラン掲載値	実績値	目標値	達成状況
		H23年度	H24年度 (最終年)	
社会通念・慣習・しきたりなどにおいて男女平等であると考える市民の割合 <sup>※)</sup>	女性5.5% 男性19.5% (H16年度)	女性20.2% 男性32.8%	女性8% 男性28%	<b>A</b>
女性関連図書の蔵書冊数	1,145冊 (H17.4)	1,769冊	1,600冊	<b>A</b>
託児を設置した公民館講座・イベントの数(生涯学習課分)	15事業 (H16年度)	20事業	17事業	<b>A</b>
市民との協働による講座の開催数(生涯学習課分)	9講座 (H16年度)	22事業	25講座	<b>B</b>
女性が会長を務めている老人クラブ数	3クラブ (H17.4)	3クラブ	5クラブ	<b>C</b>

※) プラン掲載値と実績値を比較するために、プラン掲載時調査と実績値調査の選択肢の整合を図り、共通しない選択肢を除いて再計算し、掲載しています。

## II あらゆる場での共同参画

### II-1 方針・政策決定の場における女性の参画促進

検証指標	プラン掲載値	実績値	目標値	達成状況
		H23年度	H24年度 (最終年)	
公民館講座の講座数	155講座 (H16年度)	227講座	175講座	<b>A</b>
さんかく21・安城の参加グループ数	21グループ (H17.4)	21グループ	27グループ	<b>C</b>
人材リストへの登載者数	56人 (H17.4)	104人	125人	<b>B</b>
本会議及び各委員会等の傍聴者数	627人 (H16年度)	697人 (H23年度)	500人	<b>A</b>
審議会等における女性委員の割合	23.9% (H17.4)	25.6% (H24.4)	31%	<b>B</b>
市管理職員のうち女性が占める割合	9.9% (H17.4)	9.0%	12%	<b>D</b>

### II-2 地域生活・地域社会における促進

検証指標	プラン掲載値	実績値	目標値	達成状況
		H23年度	H24年度 (最終年)	
地域活動へ参加している市民の割合	女性38.9% 男性30.7% (H16年度)	女性45.9% 男性46.7%	女性43% 男性34%	<b>A</b>
安城市民活動センター相談来訪者数	116組/年 (H17年度)	157組/年	250組/年	<b>B</b>
安城市民活動センター登録団体数	54団体 (H17.4)	360団体 (H24.4)	305団体	<b>A</b>
生涯学習ボランティアセンター利用団体数	3団体 (H17.4)	15団体	6団体	<b>A</b>
あんじょう市民活動情報サイトアクセス件数	25,741件/年 (H18年度)	13,018件/年	24,000件/年	<b>D</b>
安城市民活動センター来訪者数	4,418人 (H17年度)	14,301人	7,000人	<b>A</b>
社会福祉協議会ボランティアセンター登録団体数	109団体 (H17.4)	192団体 (H24.4)	180団体	<b>A</b>
シルバーカレッジなど高齢者の社会参加を促進するための講座の開催数	2講座 (H16年度)	7講座	4講座	<b>A</b>

### II-3 働く場における促進

検証指標	プラン掲載値	実績値	目標値	達成状況
		H23年度	H24年度 (最終年)	
就業に関する広報活動回数	7回 (H16年度)	25回	18回	<b>A</b>
市男性職員の育児休業等の取得率（配偶者の出産補助のための特別休暇等を含む）	80.8% (H17年度)	77.8%	55%	<b>A</b>
家族経営協定の締結農家戸数	39戸 (H17.4)	59戸	63戸	<b>B</b>

### Ⅲ 男女の自立と共生・参画を進める環境の整備

#### Ⅲ-1 生涯にわたる健康づくり

検 証 指 標	プラン掲載値	実績値	目標値	達成状況
		H23年度	H24年度 (最終年)	
受診者を女性に限定した人間ドック実施回数	7回 (H16年度)	26回	22回	<b>A</b>
ヘルスマイト数	63人 (H17.4)	69人 (H24.5)	144人	<b>B</b>
健康づくりリーダー数	16人 (H17.4)	39人 (H24.4)	35人	<b>A</b>
市民保養事業利用件数	37,932件 (H16年度)	38,948件	46,800件	<b>B</b>
妊娠11週までの早期届出率	25.4% (H19年度)	93.9%	64.0%	<b>A</b>
妊婦の喫煙率	4.1% (H16年度)	2.54%	1.0%	<b>B</b>
思春期保健相談士数	0人 (H17.4)	6人、係員3人 (H24.4)	5人	<b>A</b>
学校等への性教育などに関する物品の貸し出し及び講師（健康教育講師）派遣回数	0件 (H16年度)	派遣：9件 貸出し：5件	15回	<b>B</b>

#### Ⅲ-2 人権の擁護と自立への支援

検 証 指 標	プラン掲載値	実績値	目標値	達成状況
		H23年度	H24年度 (最終年)	
相談件数	1,500件 (H16年度)	1,573件	2,500件	<b>B</b>
行政職員に対するDV研修の実施率	0% (H16年度)	※H21年度 で完了	70%	<b>A</b>
DV庁内連絡会議の開催回数（年間）	0回 (H16年度)	0回	2回	<b>C</b>
虐待等防止地域協議会の開催回数	2回 (H16年度)	3回	3回	<b>A</b>
母子自立支援員相談件数	617件 (H16年度)	553件	790件	<b>D</b>

#### Ⅲ-3 参画を助ける環境の整備

検 証 指 標	プラン掲載値	実績値	目標値	達成状況
		H23年度	H24年度 (最終年)	
夜間保育実施箇所数	0か所 (H17.4)	1か所	1か所	<b>A</b>
特定保育実施箇所数	0か所 (H17.4)	2か所	3か所	<b>B</b>
子育て支援センター設置数	3か所 (H17.4)	5か所	5か所	<b>A</b>
育児支援家庭訪問件数	26件 (H18年度)	24件	40件	<b>D</b>
児童クラブ設置数	24か所 (H17.4)	32か所	30か所	<b>A</b>
在宅介護支援センター設置数	6か所 (H17.4)	※H21年度 で完了	8か所	<b>A</b>
介護教室の開催数	25回 (H16年度)	96回	90回	<b>A</b>



# 第3章 プランの基本的な考え方

## 1 基本理念

「基本理念」は、プランの基本となる考え方を示すものであり、プランを推進するすべての主体が共有するものとなります。これまでの安城市男女共同参画プランでは、第1次プランで「基本的人権としての平等」、第2次プランで「平等」、「参画」を基本理念として掲げていました。

このたび策定する第3次安城市男女共同参画プランでは、国の第3次基本計画でも掲げられている「実効性のあるアクション・プランとする」方向性などを踏まえ、第2次プランの基本理念に、「実行」を加えることとして設定します。

### ■第3次安城市男女共同参画プランにおける基本理念

#### 「平等」

誰もが基本的人権を認識し、個人として尊重され、法の下に平等で差別されないこと

#### 「参画」

男女がともに、さまざまな分野で個性と能力を発揮するとともに、意思決定過程へ加わること

#### 「実行」

一人ひとりが男女共同参画の担い手である認識を持ち、行動に移していくこと

## 2 プランの最終目標（目指す姿）

男女共同参画社会基本法においては、男女共同参画社会とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義付けられており、この男女共同参画社会を実現することは「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」とされています。

安城市男女共同参画推進条例の前文においても、男女共同参画社会の実現を目指して条例が制定されていることがうたわれており、第3次安城市男女共同参画プランにおいても、「安城市男女共同参画プラン」、「第2次安城市男女共同参画プラン」を継承し、最終目標を『男女共同参画社会の実現』とします。

### ■第3次安城市男女共同参画プランにおける最終目標

**男女共同参画社会の実現**

### ■第3次安城市男女共同参画プランにおけるキャッチフレーズ

**（審議会委員の方のご意見などをもとに決定します）**

### 3 基本目標

#### 基本目標Ⅰ 男女平等意識の促進

家庭や地域、職場、学校のあらゆる場面において固定的な性別役割分担意識にとらわれず、だれもが自分らしく生きることができるよう、男女共同参画意識の促進を図ります。

#### 基本目標Ⅱ 男女共同参画社会の実践

女性のエンパワーメント<sup>9</sup>への支援を行い、あらゆる分野において方針・政策決定の場における女性の参画を促進します。

また、家庭や企業におけるワーク・ライフ・バランスの取り組みを推進し、男女がともに家庭生活を担うための環境づくりを進めます。

さらに、地域活動や市民活動への参加を促進し、災害時などを含むさまざまな分野において女性の視点での取り組みができるように環境を整備します。

#### 基本目標Ⅲ 男女の自立と共生・参画を進める環境の整備

男女の自立と共生は、参画を助ける環境の整備をライフステージにあわせて取り組めるよう進めます。働く男女の心身の健康づくり、子育て支援の充実など、環境の整備を支援します。

#### 基本目標Ⅳ DVの根絶

DVの防止に関する周知・啓発を行うことで、未然防止に取り組めます。また、早期段階で相談できる体制を整備するとともに、被害にあった場合の相談や自立支援の充実を図ります。

<sup>9</sup> エンパワーメント

個人として、社会集団としても意思決定過程に参画し、自律的な力をつけて発揮すること。

## 4 重点項目

統計データやアンケートからの市民意識、各種ヒアリング結果、「第2次安城市男女共同参画プラン（中間改訂）」などを踏まえ、「第3次安城市男女共同参画プラン」の重点項目を以下のようにまとめました。

### **重点項目1** ワーク・ライフ・バランスの実現

---

「ワーク・ライフ・バランス」という言葉、意味の認知度が低いため、多様な働き方の選択や、働き方の見直しに関する考え方を浸透させていく必要があります。また、アンケート結果からは、「男性は外で働き、女性は家庭を守る方がよい」といった意識を持つ市民が前回の調査から増加し、個人の状況や希望に基づいた生活の選択ができにくい環境になっていることが考えられます。

市内には企業が多く、男性中心の生活スタイルが仕事に偏重してしまう場面が多くみられます。育児や介護のための休業制度を取得できない理由としては、「職場に休める雰囲気がないから」が多くなっています。また、業種や企業の規模によっては、ワーク・ライフ・バランスの考え方が浸透しにくい環境であることも多いため、企業の協力を得ながら情報提供、啓発のための取り組みを工夫していく必要があります。

さらに、農業の分野でも家族経営協定の締結などを進めることで、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指す取り組みが進んでいます。農業先進地として発展してきた市においては、男女共同参画の分野においてもさらなる取り組みの充実が求められます。

### **重点項目2** DVへの対応

---

市のDVの被害者について統計上は減少傾向にありますが、根絶には至っていません。相談件数も近年各年度10件を超え、保護・措置に至る世帯もあります。国においてDV防止法などの法整備は進んでいますが、アンケートでは被害を受けた際にだれにも相談していない割合が高く、潜在的な被害者が相談件数よりも多くいることが予想されます。

地域では、子育てやDV相談などに取り組む市民活動団体が活発に活動しており、行政で担うことが難しい、きめ細かな支援を行っています。本計画（DV防止基本計画の位置づけ）に基づき、それぞれの施策を整理するとともに、体系的な取り組みの強化を図っていく必要があります。

### **重点項目3** 方針決定過程への女性参画の促進

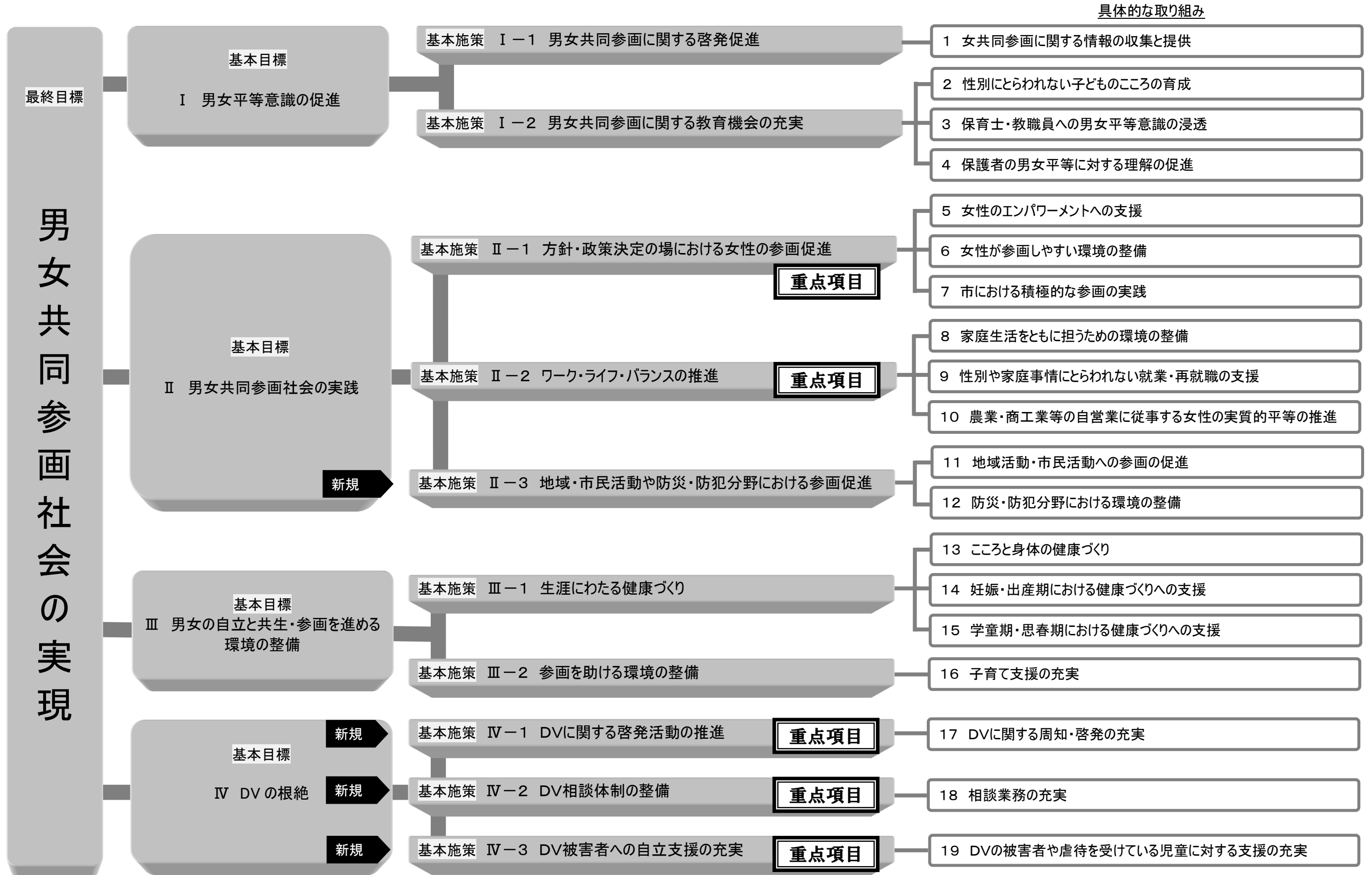
---

アンケートによると、市の施策へ女性の意見が「反映されている」が30.0%にとどまっており、前回調査と比較すると減少しています。

また、審議会等委員への女性の登用率は平成24年4月1日で25.6%と、前年に比べてやや低下しています。平成17年以降、審議会等委員への女性の登用率は25～28%で推移し、目標の平成24年度31%には未だ達していない状況であるため、さらなる取り組みの強化が必要です。

さらに、行政においては市管理職員の女性登用の推進がまだ十分ではありません。市民のモデル企業のひとつとして、市においても率先して女性登用の取り組みを進めていく必要があります。

## 5 プランの体系



## 第4章 プラン基本目標別の内容

※【具体的な取り組み】及び【施策の成果目標】の

新規

は、本プランからの新規項目です。

### 基本目標Ⅰ 男女平等意識の促進

【基本目標Ⅰの体系図】

基本施策Ⅰ-1 男女共同参画に関する啓発促進

1 男女共同参画に関する情報の収集と提供

基本施策Ⅰ-2 男女共同参画に関する教育機会の充実

2 性別にとらわれない子どものころの育成

3 保育士・教職員への男女平等意識の浸透

4 保護者の男女平等に対する理解の促進

**【現状・課題】**

- ◆近年、人々のライフスタイルや個人の価値観が多様化するなかで、多岐分野にわたって男女共同参画が進み、社会活動に参加する女性が増加しています。
- ◆しかし、アンケートによると、市民の2人に1人は「男性は外で働き、女性は家庭を守る方がよい」という考えをもっており、女性の社会進出が進む中、依然として家事や掃除・洗濯・買い物などの日常行為について女性への負担は大きくなっている現状がうかがえます。人々の意識と女性の社会参加の状況にギャップが生じていることが考えられます。
- ◆アンケートによると、男性・女性の立場やあり方について「男女平等である」が50%を超えたのは、学校教育の場（59.9%）のみとなっています。その他の分野（家庭生活、地域活動や地域社会、職場、社会通念・習慣、しきたりなど、法律や制度の上、政治の場）については依然として「男性が優遇されている」と感じている割合が高くなっており、まだ、男女が平等だと感じられる環境にはなっていないことがうかがえます。
- ◆市では、男女共同参画に対する意識を高めるため、市民団体「さんかく21・安城」と協働で講座などの企画・運営、情報誌の発行を行い、男女共同参画の実現に向けた啓発活動を行っています。
- ◆近年、高度情報化社会が進展するなかで、性の商品化や暴力表現が女性の人権を侵害している現状があります。このため、メディアからもたらされる膨大な情報を正しく主体的に読み解き、メディアを活用する能力（メディア・リテラシー<sup>10</sup>）を向上していくための支援が重要となっています。

**【今後の方向性】**

市民一人ひとりの男女共同参画に対する意識を向上させるため、各種媒体やセミナーによる情報提供や啓発を積極的に行い、充実させます。

また、氾濫する情報の中から正しい知識を取捨選択できる力を身につけることができるよう、メディア・リテラシーについての講座などにより、市民の意識を高めます。

<sup>10</sup> メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。



【具体的な取り組み】

1 男女共同参画に関する情報の収集と提供		
行動計画	施策	担当課
(1) 市民・企業の男女共同参画への意識を把握する	1 男女共同参画に対する意識の実態を把握するため、市民・企業を対象としたアンケート調査等を定期的実施する	市民協働課
	2 第3次安城市男女共同参画プランを広く周知するため、プランを活用した講座などを開催する	市民協働課
(2) 男女共同参画に関する情報を積極的に発信する	3 国の男女共同参画週間、県の男女共同参画月間を広く周知し、男女共同参画に取り組む市民グループ活動を活性化させるため、市が協働して講座・フォーラム等を開催する	市民協働課
	4 男女共同参画に対する意識を高めるため、男女共同参画に関する国内外の統計、データを収集し、広く市民に情報発信する	市民協働課
	5 男女共同参画に関連する図書や関連雑誌、DVD等を充実し、利用普及に努める	中央図書館 市民協働課
	6 男女共同参画に関する情報誌を発行し、広く市民に情報提供する	市民協働課
	7 メディア・リテラシーについての講座等を開催し、情報提供に努める	市民協働課
(3) 市役所において男女共同参画の視点に配慮した意識・行動の浸透を図る	8 内閣府「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」を配布し、広報への掲載記事をはじめ、各課が文書・パンフレットを作成する際に、男女共同参画の視点に配慮するよう働きかける	秘書課
	9 男女共同参画への意識を高めるため、市職員の研修を実施する	市民協働課

新規  
新規

## 【施策の成果目標】

行動計画	検証指標	実績値	3次プラン 目標値	担当課	
		H23年度	H29年度 (最終年)		
(1)	家庭生活の場が男女平等であると考える市民の割合※)	女性38.4% 男性48.8%	女性49% 男性55%	市民協働課	
(1)	学校教育の場が男女平等であると考える市民の割合※)	女性75.8% 男性78.3%	女性85% 男性80%	市民協働課	
(1)	社会通念・慣習・しきたりなどにおいて男女平等であると考える市民の割合※)	女性20.2% 男性32.8%	女性29% 男性41%	市民協働課	
(1)	「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成・どちらかといえば賛成の市民の割合※)	女性42.4% 男性54.1%	女性37% 男性49%	市民協働課	
(1)	子どもは女らしさ、男らしさにとらわれず、個性を尊重するように育てた方がよいと考える市民の割合※)	女性67.4% 男性60.5%	女性68% 男性68%	市民協働課	
新規	(2)	市との協働による男女共同参画の啓発のための講座・フォーラム開催数	※第2次プランの検証指標ではない	5事業	市民協働課
	(2)	女性関連図書の蔵書冊数	1,769冊 (H24.4)	1,800冊	中央図書館

※) プラン掲載値と実績値を比較するために、プラン掲載時調査と実績値調査の選択肢の整合を図り、共通しない選択肢を除いて再計算し、掲載しています。

## ～次世代の思い～

あなたは「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく」など、性別で行動などを決めつけられたことがありますか。

野球の試合に負けて、とてもくやし  
くて泣いていたら、チームメイトが  
「男だったら泣かずにシャキッと  
しろ。」と言ってきました。男でも  
くやしきときぐらいあるし、泣くこ  
とで立ち直れると思う。  
(男子中学生)

テレビを見ながら口をあけて笑っ  
ていたら、お父さんやお母さんに  
「女の子なんだから、笑う時に口を  
あけて笑うんじゃない」と言われま  
す。笑いたい時には、思いっきり笑  
いたいの。  
(女子中学生)

学校の部活の壮行会で、応援団のた  
いこをやりたかったが、「女子はだ  
め」と言われてできなかった。  
(女子中学生)

ゴキブリを嫌がったら、おじいちゃ  
んに「男なんだから怖がるな」と怒  
られてしまった。  
(男子中学生)

## 【現状・課題】

- ◆中学生へのヒアリング調査結果によると、「自分らしく生きることができるようにするためにどんな社会になってもらいたいか」という質問に対し、男女ともに「男女平等」「個性の尊重」などの意見が多くありました。
- ◆子ども達の周囲にいる保護者、教職員などの考え方は、子ども達に無意識のうちに影響を与えています。次世代を担う子どもたちの成長過程においては、性別に関わりなく個性を尊重し、豊かな人間性を育むことができるよう保護者や教職員などに対してジェンダー<sup>11</sup>の視点に立った意識の改善や、男女共同参画の意識啓発を積極的に進めていくことが必要です。

## 【今後の方向性】

子ども達に対しては、性別にとらわれないこころの育成を図り、教職員に対しては、男女共同参画の視点をもった指導体制づくりに努めます。

また、保護者に対しても、男女共同参画への理解の促進に努めます。

## 【具体的な取り組み】

2 性別にとらわれない子どものこころの育成		
行動計画	施策	担当課
(4) 男女平等意識を育む保育・教育を進める	10 児童・生徒向けに、男女共同参画に関する資料を作成・配布し、男女平等意識の浸透を図る	市民協働課
	11 一人ひとりの良さや個性を伸ばす保育・教育を大切にすることにより、子どもたちに自然な形で男女共同参画の浸透を図る	学校教育課 子ども課

3 保育士・教職員への男女平等意識の浸透		
行動計画	施策	担当課
(5) 保育士・教職員への研修を進める	12 保育士・教職員を対象に、男女共同参画に関する研修を実施し、男女平等への理解を深める	学校教育課 子ども課

<sup>11</sup> ジェンダー

人間には生まれつきの生物学的性別(セックス／sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー／gender)という。

#### 4 保護者の男女平等に対する理解の促進

行動計画	施策	担当課
(6) 男女平等への理解を深める学習の機会を提供する	13 育児講座、家庭教育学級、乳幼児学級などの講座内容に男女共同参画の視点を取り入れる	子ども課 生涯学習課
	14 児童・生徒の保護者向けの各種研修会や講座、講演会において、男女共同参画に関する内容を取り上げる	学校教育課 生涯学習課

### ～次世代の思い～

「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく」といった考えをどう思いますか。

モラルを守っているならば、とらわれなくても良いと思います。言葉遣いが悪いのは女子だけではなく、男子でも良くないと思うので、性別で行動などが制限されるのはよくないと思います。

(男子中学生)

今まではあまり気にしたことはありませんでしたが、おかしいことだなと思いました。人それぞれ違うところがあり、それを認めないのは、社会の広がりを止めてしまう原因だと思います。人の考えによって社会が広がるのであれば、それを止めてしまうのはもったいないです。

(女子中学生)

生物学的にオスとメスがあっても、社会的には男も女もなく、みんな一人の人間だと思います。男だって家事はするし、女だって働きに出ます。当然だと思います。

(女子中学生)

「自分らしく」という考えがいいと思う。女の子だからとか、男の子だからというのは、生活の中では嫌。

(男子中学生)

## 基本目標Ⅱ

## 男女共同参画社会の実践

### 【基本目標Ⅱの体系図】

#### 基本施策 Ⅱ-1 方針・政策決定の場における女性の参画促進

**重点項目**

5 女性のエンパワーメントへの支援

6 女性が参画しやすい環境の整備

7 市における積極的な参画の実践

#### 基本施策 Ⅱ-2 ワーク・ライフ・バランスの推進

8 家庭生活をともに担うための環境の整備

9 性別や家庭事情にとらわれない就業・再就職の支援

10 農業・商工業等の自営業に従事する女性の実質的平等の推進

#### 基本施策 Ⅱ-3 地域・市民活動や防災・防犯分野における参画促進

**重点項目**

新規

11 地域活動・市民活動への参画の促進

12 防災・防犯分野における環境の整備

## 【現状・課題】

- ◆平成23年現在、国の審議会等における女性委員の割合は33.2%、女性の専門委員等の割合は18.4%となっています。一方、市では、審議会等における女性委員の割合はやや減少傾向にあり、平成24年4月現在25.6%と、国と比較して低い割合となっています。
- ◆方針・政策決定の場への女性の参画の拡大を図ることにより、多岐にわたる分野の施策に多様な発想を取り入れることができます。市においても、女性管理職の割合を高めるなど、市民や企業、団体、地域活動のモデルとなるべく、率先して女性の参画を推進することが求められます。

## 【今後の方向性】

方針・政策決定の場に女性の参画が促進されるよう人材の発掘と育成を図り、審議会等委員や市の管理職へ女性を積極的に登用します。

また、さまざまな分野において女性が参画しやすいような環境の整備にも重点をおきます。

【具体的な取り組み】

5 女性のエンパワーメントへの支援		
行動計画	施策	担当課
(7) 人材の発掘と育成を図る	15 市民グループと市が協働して女性の能力・資質の向上を図るための講座・フォーラム等を継続して開催する	市民協働課
	16 男女共同参画の視点から、政策提言等を行える能力をつけるための講座を開催する	市民協働課
(8) 女性リーダーを育成し、登用を図る	17 方針・政策決定の場に女性リーダー登用を促進するために、男女共同参画についての研修会等を開催する	市民協働課
	18 女性リーダーを育成するため、県等が行う研修会や講座へ市民を派遣する	市民協働課 生涯学習課

新規

6 女性が参画しやすい環境の整備		
行動計画	施策	担当課
(9) 学びの場へ参加しやすい環境を整える	19 託児を必要とする人の参加が予想される講座・フォーラム等の開催において託児を行う	市民協働課 生涯学習課
	20 仕事を持つ人が参加しやすいよう、講座・フォーラム等の開催時間等に配慮する	市民協働課 生涯学習課
(10) 企業・事業所等へ働きかける	21 女性管理職の拡大や女性の能力の活用について、県・関係機関が開催する講座などの情報収集に努め、商工会議所会報への掲載を依頼するなど、連携して企業・事業所等への啓発を行い、女性の積極的な参加を促す	商工課
(11) 市政・議会への関心を高める	22 男女共同参画に関する講座に、議会の傍聴を取り入れる	市民協働課
	23 審議会等委員に公募市民が増えるよう情報提供をする	市民協働課

新規

新規

## 7 市における積極的な参画の実践

行動計画	施策	担当課
(12) ポジティブアクション <sup>12</sup> を推進する	24 各種審議会等における女性委員の割合を増やし、方針・政策決定の場への女性の参画を進める	全庁
	25 女性委員のいない審議会等を解消するよう努める	全庁
	26 エンパワーメント講座修了生や地域で活躍する人を人材リストへ登載し、審議会等への登用をPRする	市民協働課
(13) 市において女性の管理職への登用と性別にとらわれない職務分担を促進する	27 個人の適性、能力を踏まえ、女性職員を管理職員へ積極的に登用する	人事課 子ども課
	28 各種研修機関が実施する政策や企画に関する研修への女性職員の参加をより一層増やす	人事課
	29 性別にとらわれず、個人の能力・適性を重視した職務分担や配置を進め、男性のみ・女性一人の課の解消に努める	人事課

### 【施策の成果目標】

行動計画	検証指標	実績値	3次プラン 目標値	担当課
		H23年度	H29年度 (最終年)	
(9)	託児を設置した学級・教室、公民館講座などの数	20事業	32事業	生涯学習課
(12)	人材リストへの登載者数	104人	164人	市民協働課
(12)	法令・条例に基づく審議会等における女性委員の割合	25.6% (H24.4)	32%	全庁
(13)	市管理職員(補佐級以上・専門職を含む)のうち、女性が占める割合	9.0%	10%	人事課

#### <sup>12</sup> ポジティブアクション

さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものである。



**【現状・課題】**

- ◆国は、企業間競争の激化や経済低迷や産業構造の変化による働き方の二極化、共働き世帯の増加、変わらない働き方・役割分担意識などにより心身に問題を抱える人の増加などを問題視し、平成19年に策定した「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」において、仕事と生活の調和の必要性を「個人」、「社会全体」、「個々の企業・組織」というそれぞれの観点から提唱しています。
- ◆アンケートによると、「食事の支度」、「食事の片付け」、「洗濯」、「掃除」などの日常行為を主に女性が行う現状が80%を超えており、就業の有無にかかわらず、依然として女性の負担感は大きくなっています。
- ◆農業・商工業などの自営業に従事する女性については、これまで男性同様に仕事をしながら、家事や子育てを行うという現状が多くあります。市の女性農業従事者については、家事などの役割分担を細部にまで取り決めた「家族経営協定」を締結することにより、ワーク・ライフ・バランスを実践している実例があります。

**【今後の方向性】**

家庭、企業それぞれに向けたワーク・ライフ・バランスの啓発を行うとともに、男女がともに家事や子育てへ参画しやすいよう、育児休業制度等の取得・利用の促進を図っていきます。

農業・商工業などの自営業に従事する女性については、「家族経営協定」の締結を促進するとともに、女性自身のエンパワーメントを促進し、農業・商工業の活性化を支援します。

【具体的な取り組み】

8 家庭生活をともし担うための環境の整備		
行動計画	施策	担当課
(14) 家族全員が家庭生活を担う認識を高める	30 男女が性別役割分担意識に捉われないこと、協力して家庭生活を担うという認識を高める講座を開催する	市民協働課
	31 男女が性別役割分担意識に捉われないこと、育児ができるよう、両親で参加できる妊娠期の教室を開催する	健康推進課
	32 男性の家事、育児、介護への参画を促進するため、男性を対象とした講習会や学習機会の提供を行う	子育て支援課 生涯学習課
(15) 家族全員が家庭生活を担うための環境を整える	33 子育て、介護による家庭負担を軽減するための各種支援制度・事業を広報やチラシなどでPRし、制度などの利用を促す	社会福祉課 介護保険課 子育て支援課 子ども課 社会福祉協議会
	34 仕事と育児・介護の両立を支援するため、育児・介護休業制度、パートタイム労働法、ファミリー・フレンドリー企業、再就職支援などの情報収集に努め、広報やちらしなどでPRし、制度などの取得・利用を促す	商工課
	35 家族のふれあいの時間を確保するため、「家庭の日」PRの一環として、啓発カレンダーの配布や一部施設の無料開放を行う	生涯学習課

## 9 性別や家庭事情にとらわれない就業・再就職の支援

行動計画	施策	担当課
(16) 就業・再就職における情報の収集と提供を行う	36 男女雇用機会均等法、労働基準法、パートタイム労働法に関する講座などの情報を広報やチラシ等でPRする	商工課
	37 出産・育児・介護等で退職した女性の再就職を支援するための制度や講座などの情報を広報やチラシ等でPRする	商工課
(17) 企業・事業所等の事業主へ働きかける	38 県西三河事務所とともに事業所の労使関係者を対象に「労働関係基本講座」を開催する	商工課
	39 商工会議所が企業・事業所向けの男女共同参画やセクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を行うよう働きかける	商工課
	40 商工会議所と連携し、男女雇用機会均等法、育児・介護休業制度、パートタイム労働法等の情報やファミリー・フレンドリー企業について、商工会議所会報やチラシ等でPRし、ワーク・ライフ・バランスの向上に努める	商工課
(18) 市における男女共同参画を進める	41 男性職員の育児休業や配偶者の出産補助のための特別休暇、配偶者の産前産後期間における子の養育のための特別休暇の取得促進を図る	人事課
	42 妊娠・出産期、子育て期における特別休暇や部分休業、介護休暇など支援制度の周知と利用促進を図る	人事課
	43 超過勤務の縮減や年次有給休暇の取得促進を図る	人事課

## 10 農業・商工業等の自営業に従事する女性の実質的平等の推進

行動計画	施策	担当課
(19) 女性従事者の労働に対する積極的な評価を促す	44 家族経営協定を広報やパンフレットなどで啓発し、制度の定着及び実質的平等の向上を図る	農務課
(20) 自営業・農業に従事する女性のエンパワーメントを支援する	45 農村生活アドバイザー、安城地区生活改善実行グループへの活動を支援する	農務課
	46 商工会議所に対し、内部の各組織への女性の参画を働きかける	商工課

## 【施策の成果目標】

行動計画	検証指標	実績値	3次プラン 目標値	担当課
		H23年度	H29年度 (最終年)	
(14)	パパママ教室への参加率(両親で教室に参加した初産婦夫婦数/全初産婦夫婦数)	25.8%	30%	健康推進課
(16)	就業に関する広報活動回数	25回	30回	商工課
(18)	市男性職員の育児休業等の取得率(配偶者の出産補助のための特別休暇等を含む)	77.8%	78%	人事課
(19)	家族経営協定の締結農家戸数	59戸	71戸	農務課

## ～次世代の思い～

男性も女性も、自分らしく生きることができるようにするために、どのような社会になってもらいたいですか。

お互いが本当に尊敬し合えるような社会。平等で、どちらも必要不可欠な社会になってほしいです。  
(男子中学生)

それぞれの個性を考え、理解し合える社会。  
(女子中学生)

男性も女性も働いていける世の中。皆が男性の方が立場が上だとか、女性の方が弱いという考え方をしないで、男も女も平等なんだと思えるような社会になってほしいです。  
(女子中学生)

周りで男女差別のないイベントやニュースがあれば、家庭でも差別が無くなると思います。  
(男子中学生)

**【現状・課題】****地域活動**

- ◆アンケートによると、地域活動への参加状況は男性の46.7%、女性の45.9%が「参加している」と回答しており、活動内容としては男女とも「町内会活動」が最も多くなっています。
- ◆アンケートによると、参加している地域活動の内容は「町内会活動」以外に、男性が「スポーツ・レクリエーション活動」、「ボランティア活動などの社会奉仕活動」などの趣味やボランティア活動、女性は「文化活動・趣味・教養」のほか「PTA活動」、「子ども会・青少年健全育成活動」など子どもに関することであり、男女で活動内容の違いがみられます。

**防犯分野**

- ◆女性をターゲットにした犯罪は、被害内容にかかわらず人権を無視した卑劣な犯罪行為です。女性をねらったひったくりや痴漢などの犯罪は、依然としてなくなっておりません。このような犯罪に巻き込まれないよう、日頃から防犯意識をもち、犯罪にあわないよう意識を向上させる必要があります。
- ◆安易なインターネット利用によって出会い系サイトなどでの犯罪に巻き込まれないように、メディア・リテラシー向上のための支援が重要です。

**防災分野**

- ◆平常時から防災についての周知・啓発を行い、男女がともに参加する防災訓練などを開催することが必要です。
- ◆東日本大震災後の避難所生活においては、女性に必要な物資が不足したり、洗濯物が安心して干せないなど避難所生活に困難を強いられた事例が報告されています。災害は突如として発生するため、防災計画策定段階や避難物資など環境整備の段階から女性の視点を取り入れることが必要になっています。

**【今後の方向性】**

さまざまな地域活動や防災・防犯活動などに、男女がともに取り組むことができるよう支援し、活動の活性化を促進します。

また、地域活動、防災・防犯分野の各方針決定の過程に女性の参画が促進されるよう、役員などへの女性の登用を行います。

【具体的な取り組み】

1 1 地域活動・市民活動への参画の促進		
行動計画	施策	担当課
(21) 男女平等の理解を促進する	47 町内会・老人クラブ・PTA・子ども会などをはじめ各地域におけるグループや組織、また、町内公民館長を対象とする研修会等で積極的に男女共同参画を働きかける	市民協働課 社会福祉課 生涯学習課
(22) 男女共同参画に関わるグループの情報を提供する	48 グループ活動のPRやイベント情報などを広報や市のPR、あんじょう市民活動情報サイト上で広く周知し、活動への参加を促す	市民協働課
新規 (23) 男女共同参画のネットワークづくりを推進する	49 地域団体や市民活動団体相互のネットワークづくりを推進する	市民協働課
(24) 男女共同参画に取り組むグループを育成する	50 男女共同参画に取り組む市民活動グループの育成を行うとともに、活動を支援する	市民協働課
	51 町内福祉委員会の活動を通じて、男性が地域福祉活動に参画する機会を拡充する	社会福祉協議会

1 2 防災・防犯分野における環境の整備		
行動計画	施策	担当課
新規 (25) 防災計画策定の場へ女性を登用する	52 女性の視点から問題を提起し、対策を練ることも重要であることから、防災計画策定を行う防災会議等への女性委員の登用を行う	防災危機管理課
新規 (26) 地域において女性の視点を入れるため、女性が参画できるよう支援する	53 自主防災会などの地域における防災の取り組みに対し、女性の視点を取り入れることができるよう支援する	防災危機管理課
新規 (27) 女性の視点に立った災害時のための環境を整備する	54 避難所等の場において女性の安全が確保されるよう配慮をしたり、女性の視点から考えられる備蓄品等を整備する	防災危機管理課
新規 (28) 女性に対する防犯への理解を促進する	55 女性を狙う犯罪から身を守るため、女性のための防犯教室等の講座を開催し、女性自身の意識の向上を図る	市民安全課

【施策の成果目標】

行動計画	検証指標	実績値	3次プラン 目標値	担当課
		H23年度	H29年度 (最終年)	
(21)	女性が会長を務めている老人クラブ数	3クラブ	5クラブ	社会福祉課
(23)	さんかく21・安城の参加グループ数	21グループ	27グループ	市民協働課
(24)	安城市民活動センター登録団体数	360団体 (H24.4)	360団体	市民協働課
(28)	女性対象防犯教室の参加者数(年間)	※第2次プランの検証指標ではない	60人	市民安全課

新規

## 基本目標Ⅲ 男女の自立と共生・参画を進める環境の整備

### 【基本目標Ⅲの体系図】

#### 基本施策 Ⅲ－１ 生涯にわたる健康づくり

13 こころと身体健康づくり

14 妊娠・出産期における健康づくりへの支援

15 学童期・思春期における健康づくりへの支援

#### 基本施策 Ⅲ－２ 参画を助ける環境の整備

16 子育て支援の充実



## 【現状・課題】

- ◆全国の年間の自殺者は平成10年以降3万人を超えており、その内訳は圧倒的に男性が占めています。「あいち自殺対策地域白書」（平成22年3月）によると、市における自殺者数は平成10～19年に男性194人、女性97人となっており、男性の自殺者数が多くなっています。仕事上の責任や長時間の労働による心身への負担などが背景にあることが予想されます。
- ◆近年、女性特有の疾病である乳がんの発症者・死亡者が増加しています。乳がん、子宮がんなどの女性特有のがんについて、早期発見のための検診受診を促すなど、国においても対策を強化しています。
- ◆男女共同参画において、人々が安全で安心な性生活を営み、子どもを産むか産まないか、産むとすればいつ産むか、何人産むか、出産間隔などを自己決定できるリプロダクティブ・ヘルス／ライツ<sup>13</sup>は、女性の健康を考える上で重要な視点の一つです。
- ◆学童期・思春期においては、知識不足や氾濫する情報からの誤った知識から、性感染症に感染する例がみられるため、適切な周知・啓発を実施することが必要です。

## 【今後の方向性】

男女が互いの身体的な性差を十分に理解し合い、男女がその健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができる体制づくりを進めます。

特に女性は妊娠・出産など、男性とは異なる特徴をもっていることから、ライフステージに応じた健康維持の対策に重点をおきます。

また、学童期・思春期の性の悩みとこころの問題について、正しく理解し適切な行動がとれるよう周知・啓発を行っていきます。

<sup>13</sup> リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康／権利)

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っている。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

【具体的な取り組み】

1 3 こころと身体の健康づくり		
行動計画	施策	担当課
(29) 健康に関する正しい知識を普及する	<b>新規</b> 56 ストレスへの気づきやその対処法等こころと身体の健康に関する知識を普及する	健康推進課
	<b>新規</b> 57 女性のための健康診査の機会を活用し、女性における病気の予防や健康に関する知識を普及する	健康推進課

1 4 妊娠・出産期における健康づくりへの支援		
行動計画	施策	担当課
(30) 妊娠・出産期のこころと身体の健康を支援する	58 妊婦とその夫に対して、パパママ教室事業において妊娠・出産期の健康に関する知識を普及する	健康推進課
	59 妊産婦健康診査が受けやすいように妊産婦健康診査費の助成を行う	健康推進課
	60 妊産婦の不安を軽減するため、電話や面接による相談や家庭訪問を行う	健康推進課
	<b>新規</b> 61 子どもを望む夫婦を支援するため不妊治療費の助成を行う	健康推進課

1 5 学童期・思春期における健康づくりへの支援		
行動計画	施策	担当課
(31) 学童期・思春期の心身の健康を支援する	62 性の悩みとこころの問題に対応するため、思春期保健相談窓口の設置を行う	健康推進課
	63 性の悩みとこころの問題に対応するため、養護教諭・スクールカウンセラーによる相談を行う	学校教育課
	64 学校などが行う学童期・思春期の発達段階に応じた保健教育を支援する	学校教育課 健康推進課

**【施策の成果目標】**

行動計画	検証指標	実績値	3次プラン 目標値	担当課
		H23年度	H29年度 (最終年)	
(31)	健康教育の講師派遣及び性教育 などに関する物品の貸し出し回数	9件(うち性・生 に関して8件)、 物品貸出し5件	15件	健康推進課

**【現状・課題】**

- ◆市では、平成17年3月に「安城市次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定し、総合的な子育て支援に取り組んできました。その後、平成22年3月に後期計画を策定し、具体的な数値目標の達成に向けて取り組みを進めています。
- ◆アンケートでは、男性54.8%、女性50.5%が、女性が仕事を持つことについて「子どもができたら仕事をやめ、子どもが大きくなったら再び仕事をする方がよい」としています。また、「結婚をしても、子どもができてずっと仕事を続ける方がよい」は23.8%となっています。子育てをする男女が、安心して働くとともに、女性が再び就労を希望する際にも、子育て支援サービスは重要な要素となっています。
- ◆国の母子家庭や父子家庭のひとり親家庭の就労状況は、「正規の職員・従業員」は父子家庭が73.6%に対し、母子家庭は29.5%にとどまっています。母子家庭では「パート・アルバイト」が52.9%と高く、経済的に不安定な状況があることが予想されます。
- ◆ひとり親家庭では、母親か父親のいずれかが仕事と家事、子育てなどのすべてを担う必要があり、負担が大きいことが予想されます。

**【今後の方向性】**

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、相談体制の充実や自立支援に向けた取り組みを推進します。また、医療費助成により、経済的支援を推進していきます。

子育て中の女性が就労しやすいように、休日保育、延長保育や病後児保育などの保育・子育て支援サービスの充実に努めます。

【具体的な取り組み】

16 子育て支援の充実		
行動計画	施策	担当課
(32) ひとり親家庭への支援を 充実する	65 ひとり親家庭に対する相談体制の充実や 自立支援に向けた取り組みを推進する	子育て支援課
	66 ひとり親家庭への医療費助成を実施する ことにより、医療費の経済的支援を実施する	国保年金課
(33) 多様な保育・子育て支援 サービスを充実する	67 休日保育、一時保育、延長保育、病後児 保育などの事業を推進する	子ども課
	68 認可外保育施設の運営の充実を図るた め、指導を行う	子ども課
	69 幼稚園における預かり保育を検討する	子ども課
	70 地域で子育てする環境を整えるため、子 育て支援センター・つどいの広場・ファミサポ 事業の充実、養育支援訪問事業などを実施する	子育て支援課
	71 児童クラブ事業を推進する	子育て支援課
	72 子育て支援センターでパパとママの子育 てホットタイムや育メン広場を開催し、父親の 育児参加を促す	子育て支援課
	73 育児の悩みを解消するため、子育て相談 や講座の内容を充実し、ホームページ等でPR する	子育て支援課

【施策の成果目標】

行動計画	検証指標	実績値	3次プラン 目標値	担当課
		H23年度	H29年度 (最終年)	
(33)	特定保育実施箇所数	2か所	2か所	子ども課
(33)	子育て支援センター設置数	5か所	5か所	子育て支援課
(33)	児童クラブ設置数	32か所	35か所	子育て支援課

## 基本目標Ⅳ DVの根絶

### 【基本目標Ⅳの体系図】



**【現状・課題】**

- ◆市民、地域、企業などに向けて、広くDVに関する周知が必要となってきます。
- ◆アンケートによると、「身体的暴力」「精神的暴力」「性的暴力」「経済的暴力」及び「社会的隔離」のいずれも、90%前後が「全く無い」と回答しているものの、一方で「言葉による暴力」や「長時間の無視」などの精神的暴力を受けている割合は、他の暴力と比較して高くなっています。DVを根絶するためには、市民に「暴力」の内容を認識してもらうことが重要です。
- ◆男女が互いの人権を尊重する意識や、不当な暴力を許さない意識をもつことが重要です。このため、これから家庭を築いていく若い世代に対して、デートDVを含むDVについての認識や理解を促進する啓発活動を推進することが必要となります。

**【今後の方向性】**

人権侵害としてのDVの認識をもってもらうため、周知・啓発活動を広く行います。同時に、DV被害にあった場合の相談窓口について充実を図ります。

【具体的な取り組み】

17 DVに関する周知・啓発の充実		
行動計画	施策	担当課
<b>(34)</b> 人権侵害としてDVへの認識を深める	<b>74</b> DVなどの人権侵害問題について啓発を行う	市民協働課
	<b>75</b> 児童・生徒向けにデートDVに関する内容のリーフレット等を作成・配布し、周知を行う	市民協働課
	<b>76</b> 各種研修などで活用するため、DVに関する貸出用DVDなどを整える	市民協働課
	<b>77</b> 女性から男性へのDVについて周知を行う	市民協働課
<b>(35)</b> 相談業務の周知・啓発を進める	<b>78</b> NPO、行政などが行う女性に関する相談業務について啓発をする	市民協働課
	<b>79</b> 広報、ホームページ等により市が行う相談窓口の開設状況を利用者に周知する	市民課

【施策の成果目標】

行動計画	検証指標	実績値	3次プラン 目標値	担当課
		H23年度	H29年度 (最終年)	
<b>新規</b> (34)	DV啓発活動回数	※第2次プランの検証指標ではない	5回	市民協働課



**【現状・課題】**

- ◆アンケートによると、DVの被害に遭った際、男女ともに「だれにも相談しなかった」が男性71.7%、女性41.0%と最も高くなっています。相談しなかった理由としては男女ともに「相談するほどのことではないと思った」が最も高く、男性は65.1%、女性は43.8%となっています。このほか、「自分にも悪いところがあった」、「自分さえ我慢すればいいと思った」、「相談してもムダだと思った」が上位を占めており、DVに対する認識の低さや諦めが、DVの根絶を阻んでいる一因となっていることがうかがえます。
- ◆子育て支援や若者支援、人権などにかかわる市民活動団体においても、DVに関する相談体制の重要性が認識されています。ケースによっては児童虐待、金銭的困難、健康問題など複合的な問題を抱えており、より専門的な対応を迫られることから、関係機関との連携を強化することが求められます。なお、相談窓口は市民が訪れやすく、相談しやすい体制づくりを充実させていく必要があります。

**【今後の方向性】**

相談業務においては、相談・支援業務を行う職員に対する啓発を行い、二次的被害<sup>14</sup>の防止体制を整備します。

また、関係機関や関係各課との連携を図りながら、定期的な連絡会で被害者への支援体制の確認や情報の共有化を図ります。

<sup>14</sup> 二次的被害

犯罪そのものから受ける直接の被害(一次的被害)ではなく、関係機関や周囲の人々の配慮に欠けた対応などによって受ける被害である。

【具体的な取り組み】

18 相談業務の充実		
行動計画	施策	担当課
(36) 相談窓口業務を充実する	80 女性悩みごと相談、母子相談、子育て相談、DVや児童虐待に関する相談、心配ごと相談、福祉法律相談業務の充実を図る	市民課 子育て支援課 社会福祉協議会
	81 DVの実態把握に努めるとともに被害者や加害者が適切な相談を受けられるよう相談機能を充実し、その周知を図る	市民協働課 市民課 子育て支援課
(37) 市及び関係機関との連携を強化する	82 情報の共有化と被害者への支援体制の確認を行うため、庁内において関係部署との連絡会を定期的開催する	市民協働課
	83 虐待等防止地域協議会を中心に、県・警察・児童相談センター・社会福祉事務所など関係機関との連携を図り、虐待対応相談体制の充実・強化を図る	子育て支援課

**【現状・課題】**

- ◆アンケートによると、市民が求めるDVに対して必要な行政の対応として「DV被害者のための相談体制を整える」が最も高く、49.8%となっています。このほか、「DV被害者が逃れるための緊急一時保護施設活動を支援する」、「DV被害から逃れた人が自立して生活できるよう支援する」、「DV被害者に対するカウンセリング体制を整える」が上位を占めており、被害の発見から自立までの長期にわたる支援が求められています。
- ◆市では、DV被害者へ適切な支援を行うためにDV庁内連絡会議を設置し、関係各課との連携を図っています。今後は、相談事例の検討を行うだけではなく、相談や支援にあたる職員がDVの特性を理解し、DV被害者への二次的被害を及ぼすことなどを防止する必要があります。

**【今後の方向性】**

DV被害者の早期発見及び保護のための体制づくりを進めるとともに、被害者の自立に向けての支援の充実に努めます。

【具体的な取り組み】

19 DVの被害者や虐待を受けている児童に対する支援の充実		
行動計画	施策	担当課
(38) 被害者の早期発見体制及び保護体制づくりを進める	84 女性や児童に対する暴力の実態把握に努める	市民協働課
	85 市民向け講座においてDVや児童虐待に対する認識を深め、あらゆる暴力の根絶に向けて意識啓発を推進する	市民協働課
	86 女性や児童に対する暴力の認識を深め、被害者を早期発見することができるよう市職員・教職員への研修を実施する	市民協働課 学校教育課
	87 女性相談センター、児童相談センター、警察及び市の関係部署と横断的に連携をとり、被害者を適切に一時保護する	子育て支援課
	88 DV被害者が緊急時に一時的に避難できる場所を確保する	子育て支援課
(39) 自立に向けての支援を充実する	89 被害者が自立した生活が送れるよう長期的な支援をする	子育て支援課
	90 DVに関する市民グループを支援する	市民協働課

新規

新規

新規

新規

【施策の成果目標】

行動計画	検証指標	実績値	3次プラン 目標値	担当課
		H23年度	H29年度 (最終年)	
(38)	DV庁内連絡会議の開催回数(年間)	0回	2回	市民協働課
(38)	虐待等防止地域協議会の開催回数	3回	3回	子育て支援課

# 第5章 成果目標

※表中の **新規** は、本プランからの新規項目です。

## 基本施策 I-1 男女共同参画に関する啓発促進

行動計画	検証指標	実績値	3次プラン 目標値	担当課
		H23年度	H29年度 (最終年)	
(1)	家庭生活の場が男女平等であると考える市民の割合 <sup>※)</sup>	女性38.4% 男性48.8%	女性49% 男性55%	市民協働課
(1)	学校教育の場が男女平等であると考える市民の割合 <sup>※)</sup>	女性75.8% 男性78.3%	女性85% 男性80%	市民協働課
(1)	社会通念・慣習・しきたりなどにおいて男女平等であると考える市民の割合 <sup>※)</sup>	女性20.2% 男性32.8%	女性29% 男性41%	市民協働課
(1)	「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成・どちらかといえば賛成の市民の割合 <sup>※)</sup>	女性42.4% 男性54.1%	女性37% 男性49%	市民協働課
(1)	子どもは女らしさ、男らしさにとらわれず、個性を尊重するように育てた方がよいと考える市民の割合 <sup>※)</sup>	女性67.4% 男性60.5%	女性68% 男性68%	市民協働課
(2)	市との協働による男女共同参画の啓発のための講座・フォーラム開催数	※第2次プランの検証指標ではない	5事業	市民協働課
(2)	女性関連図書の蔵書冊数	1,769冊 (H24.4)	1,800冊	中央図書館

※) プラン掲載値と実績値を比較するために、プラン掲載時調査と実績値調査の選択肢の整合を図り、共通しない選択肢を除いて再計算し、掲載しています。

### 基本施策 II-1 方針・施策決定の場における女性の参画促進

行動計画	検証指標	実績値	3次プラン 目標値	担当課
		H23年度	H29年度 (最終年)	
(9)	託児を設置した学級・教室、公民館講座などの数	20事業	32事業	生涯学習課
(12)	人材リストへの登載者数	104人	164人	市民協働課
(12)	法令・条例に基づく審議会等における女性委員の割合	25.6% (H24.4)	32%	全庁
(13)	市管理職員(補佐級以上・専門職を含む)のうち、女性が占める割合	9.0%	10%	人事課

### 基本施策 II-2 ワーク・ライフ・バランスの推進

行動計画	検証指標	実績値	3次プラン 目標値	担当課
		H23年度	H29年度 (最終年)	
(14)	パパママ教室への参加率(両親で教室に参加した初産婦夫婦数/全初産婦夫婦数)	25.8%	30%	健康推進課
(16)	就業に関する広報活動回数	25回	30回	商工課
(18)	市男性職員の育児休業等の取得率(配偶者の出産補助のための特別休暇等を含む)	77.8%	78%	人事課
(19)	家族経営協定の締結農家戸数	59戸	71戸	農務課

### 基本施策 Ⅱ－3 地域・市民活動や防災・防犯分野における参画促進

行動計画	検証指標	実績値	3次プラン 目標値	担当課
		H23年度	H29年度 (最終年)	
(21)	女性が会長を務めている老人クラブ数	3クラブ	5クラブ	社会福祉課
(23)	さんかく21・安城の参加グループ数	21グループ	27グループ	市民協働課
(24)	安城市民活動センター登録団体数	360団体 (H24.4)	360団体	市民協働課
(28)	女性対象防犯教室の参加者数(年間)	※第2次プラン の検証指標で はない	60人	市民安全課

新規

### 基本施策 Ⅲ－1 生涯にわたる健康づくり

行動計画	検証指標	実績値	3次プラン 目標値	担当課
		H23年度	H29年度 (最終年)	
(31)	健康教育の講師派遣及び性教育などに関する物品の貸し出し回数	9件(うち性・生 に関して8件)、 物品貸出し5件	15件	健康推進課

### 基本施策 Ⅲ－2 参画を助ける環境の整備

行動計画	検証指標	実績値	3次プラン 目標値	担当課
		H23年度	H29年度 (最終年)	
(33)	特定保育実施箇所数	2か所	2か所	子ども課
(33)	子育て支援センター設置数	5か所	5か所	子育て支援課
(33)	児童クラブ設置数	32か所	35か所	子育て支援課

#### 基本施策 IV-1 DVに関する啓発活動の推進

行動計画	検証指標	実績値	3次プラン 目標値	担当課
		H23年度	H29年度 (最終年)	
新規	(34) DV啓発活動回数	※第2次プラン の検証指標で はない	5回	市民協働課

#### 基本施策 IV-3 DV被害者への自立支援の充実

行動計画	検証指標	実績値	3次プラン 目標値	担当課
		H23年度	H29年度 (最終年)	
(38)	DV庁内連絡会議の開催回数(年間)	0回	2回	市民協働課
(38)	虐待等防止地域協議会の開催回数	3回	3回	子育て支援課



# 第6章 プランの推進体制

## 1 連携・協働によるプランの推進

### (1) 市の推進体制

男女共同参画を進める上で行政の果たす役割は大きく、かつその取り組み内容は多岐の分野にまたがるため、すべての職員が『男女共同参画社会の実現』をめざすという共通認識をもつことが重要です。

職員に対し男女共同参画の視点を浸透させるとともに、市民協働課を中心として関係各課が連携を図り、横断的に取り組みを進めていきます。

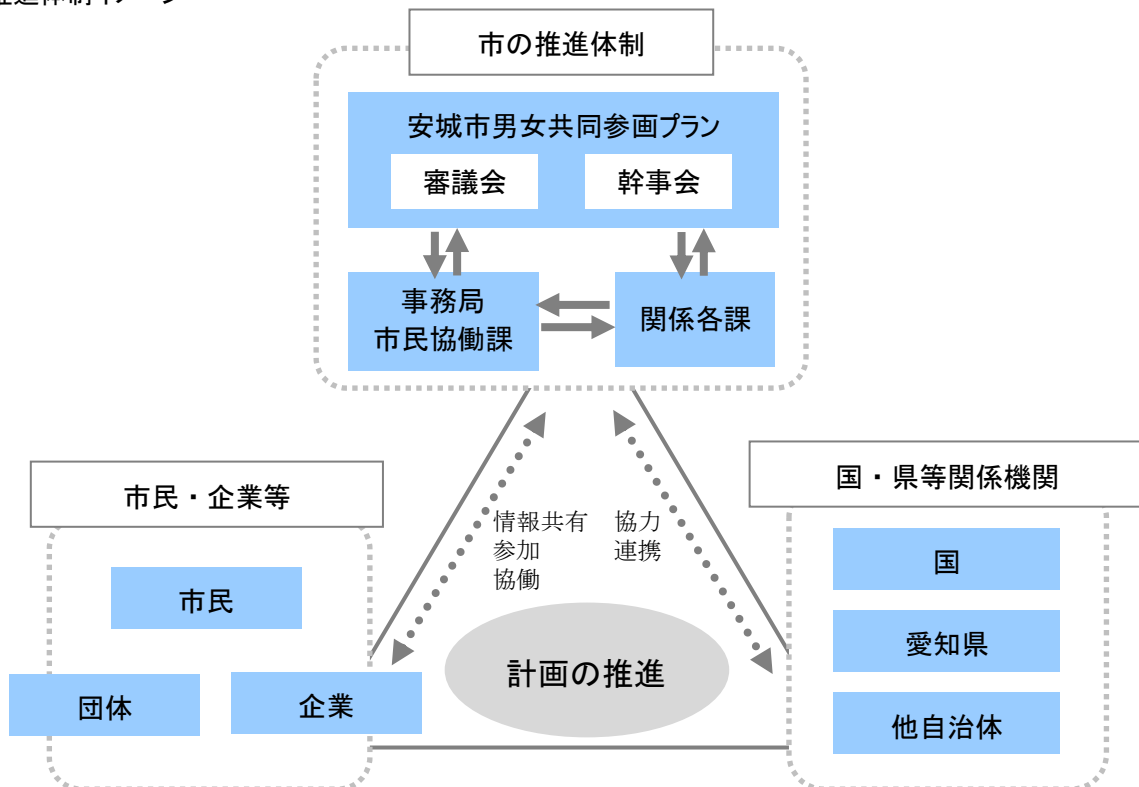
### (2) 国、県、近隣自治体との連携

計画の推進にあたっては、国、県、近隣自治体などとの連携を図りながら、推進していきます。

### (3) 市民、企業などとの連携・協働

市は、市民、企業などと連携して、男女共同参画社会の実現を図ります。具体的には、課題解決に向けた情報共有に努めながら、市民参加や協働により、施策を推進します。

#### ■推進体制イメージ



## 2 プランの進捗管理

### (1) 指標の設定

プランの進捗管理は、基本施策ごとに成果目標の設定を行い、毎年事業の実績などを把握することにより、成果を客観的に把握します。

### (2) 進捗管理方法

指標の進捗管理は、市において各年度で行っています。プランに掲げた個々の取り組み内容の実績状況を、毎年、把握・点検・評価することにより、プラン全体の進捗状況を明らかにし、最終目標の「男女共同参画社会の実現」に努めます。

# 資料編

## 1 プランの策定経過

### (1) 平成23年度

月日	策定経過
7月11日	第13回安城市男女共同参画審議会
10月3日	第14回安城市男女共同参画審議会
12月	男女共同参画に対する意識調査
3月14日	第15回安城市男女共同参画審議会

### (2) 平成24年度

月日	策定経過
5月18日	第1回審議会(諮問) ・第2次安城市男女共同参画プランの平成23年度実施状況について ・平成24年度のスケジュールについて
6月15日	第2回審議会(方向性) ・アンケート結果に基づく第3次プランの方向性について
7月12日	第1回推進会議幹事会 ・第3次安城市男女共同参画プラン策定方針(案)について
8月10日	第1回作業部会 ・第3次安城市男女共同参画プランの策定方針(案)について ・第3次安城市男女共同参画プランの施策の策定及び指標の設定について
9月21日	第3回審議会(素案) ・第3次安城市男女共同参画プランの素案について
10月2日	第2回作業部会 ・第3次安城市男女共同参画プランの素案について
10月30日	第2回推進会議幹事会 ・第3次安城市男女共同参画プランの素案について
11月12日	第4回審議会(最終案) ・パブリックコメントの実施について
1月4日～2月2日	パブリックコメント実施期間
2月●日	第5回審議会(答申) ・パブリックコメントの結果を受けた最終案について

## 2 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号

### 目次

#### 前文

#### 第一章 総則（第一条—第十二条）

#### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

#### 第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### （目的）

**第一条** この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本

理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### （定義）

**第二条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### （男女の人権の尊重）

**第三条** 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### （社会における制度又は慣行についての配慮）

**第四条** 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

**(政策等の立案及び決定への共同参画)**

**第五条** 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

**(家庭生活における活動と他の活動の両立)**

**第六条** 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

**(国際的協調)**

**第七条** 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

**(国の責務)**

**第八条** 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

**(地方公共団体の責務)**

**第九条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

**(国民の責務)**

**第十条** 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

**(法制上の措置等)**

**第十一条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

**(年次報告等)**

**第十二条** 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

**第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策**

**(男女共同参画基本計画)**

**第十三条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

**(都道府県男女共同参画計画等)**

**第十四条** 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期

的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

**(施策の策定等に当たっての配慮)**

**第十五条** 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

**(国民の理解を深めるための措置)**

**第十六条** 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

**(苦情の処理等)**

**第十七条** 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

**(調査研究)**

**第十八条** 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

**(国際的協調のための措置)**

**第十九条** 国は、男女共同参画社会の形成を国際

的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

**(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)**

**第二十条** 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

**(設置)**

**第二十一条** 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

**(所掌事務)**

**第二十二条** 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第3項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

**(組織)**

**第二十三条** 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

**(議長)**

**第二十四条** 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

**(議員)**

**第二十五条** 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

**(議員の任期)**

**第二十六条** 前条第1項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

**(資料提出の要求等)**

**第二十七条** 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

**(政令への委任)**

**第二十八条** この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

**附則** (平成十一年六月二十三日法律第七十八号)抄

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**(男女共同参画審議会設置法の廃止)**

**第二条** 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

**附 則** (平成十一年七月十六日法律第百二号)抄

**(施行期日)**

**第一条** この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第1項及び第5項、第十四条第3項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

**(委員等の任期に関する経過措置)**

**第二十八条** この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

**(別に定める経過措置)**

**第三十条** 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

**附則** (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号)抄

**(施行期日)**

**第一条** この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

### 3 第3次男女共同参画基本計画概要

平成22年12月17日決定

#### 1 基本的な方針

男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会をつくることであり、政府一体となって取り組むべき最重要課題です。そのめざすべきは、①固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会、②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会、③男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会、④男女共同参画に関して国際的な評価を得られる社会です。

平成22年7月の男女共同参画会議からの答申「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」を踏まえ、我が国における男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、実効性のあるアクション・プランとして、第3次男女共同参画基本計画(以下「第3次基本計画」という。)を策定しました。

#### (1) 第3次基本計画策定に当たっての基本的考え方

- ①男女共同参画会議の答申に示された基本法施行後10年間の反省を踏まえ、実効性のあるアクション・プランとするため、できる限り具体的な数値目標やスケジュールを明確に設定するとともに、その達成状況について定期的にフォローアップを行います。
- ②固定的性別役割分担を前提とした社会制度や社会構造の変革をめざすとともに、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」「子ども・子育て支援」「子ども・若者育成支援施策」「人権施策」など、政府が一体となって府省横断的に取り組んでいる関連施策との密接な連携を図ります。
- ③女子差別撤廃委員会の最終見解における指摘事項について点検するとともに、日本の文化、社会の状況等にも配慮しつつ、国際的な規範・基準の積極的な遵守や国内における実施強化などにより、国際的な概念や考え方(ジェンダー等)を重視し、国際的な協調を図ります。

#### (2) 第3次基本計画において改めて強調している視点

第3次基本計画の策定に当たって改めて強調すべき視点は次のとおりです。

- ①女性の活躍による経済社会の活性化
- ②男性、子どもにとっての男女共同参画
- ③さまざまな困難な状況に置かれている人々への対応
- ④女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ⑤地域における身近な男女共同参画の推進

#### (3) 今後取り組むべき喫緊の課題

今後5年間の計画期間において取り組む課題のうち、特に早急に対応すべき課題は以下のとおりです。

- ①実効性のある積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進
- ②より多様な生き方を可能にする社会システムの実現
- ③雇用・セーフティネットの再構築
- ④推進体制の強化

#### 2 施策の基本的方向と具体的施策

次に掲げる15分野の基本的考え方や目標値を設定し、具体的施策に取り組みます。

- 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
- 第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画
- 第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- 第5分野 男女の仕事と生活の調和
- 第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進
- 第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援
- 第8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備



- 第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 第10分野 生涯を通じた女性の健康支援
- 第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- 第12分野 科学技術・学術分野における男女共同参画
- 第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進
- 第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進
- 第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

### 3 推進体制

国内本部機構を強化するとともに、地方公共団体、民間団体等と有機的に連携しながら、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むよう推進体制の強化を図ります。

#### (1) 国内本部機構の強化

- ①国内本部機構の組織・機能等の充実・強化
- ②総合的な推進体制の整備・強化等

#### (2) 第3次基本計画、女子差別撤廃委員会の最終見解等の実施状況についての監視機能等の強化

- ①第3次基本計画の実施状況についての監視機能の強化
- ②女子差別撤廃委員会の最終見解についての監視機能の強化
- ③苦情の処理等の対応の充実
- (3) 政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査の充実
- (4) 地方公共団体や民間団体等における取組みへの支援

- ① 地方公共団体との連携の強化
- ② 地方公共団体への支援の推進
- ③ 男女共同参画社会の実現に向けた活動拠点施設の充実
- ④ NPO、NGO、地縁団体との連携強化
- ⑤ 大学、企業、経済団体、労働組合等との連携強化

## 4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

平成十三年法律第三十一号

最終改正:平成十九年七月十一日法律第百十三号

### 目次

#### 前文

#### 第一章 総則(第一条・第二条)

#### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

#### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条―第五条)

#### 第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)

#### 第四章 保護命令(第十条―第二十二條)

#### 第五章 雑則(第二十三条―第二十八条)

#### 第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### (定義)

**第一条** この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼす

ものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

**2** この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

**3** この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

#### (国及び地方公共団体の責務)

**第二条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

#### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(基本方針)

**第二条の二** 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

**2** 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の

保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### (都道府県基本計画等)

**第二条の三** 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

### (配偶者暴力相談支援センター)

**第三条** 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援セン

ターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

### (婦人相談員による相談等)

**第四条** 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

### (婦人保護施設における保護)

**第五条** 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第三章 被害者の保護

### (配偶者からの暴力の発見者による通報等)

**第六条** 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者

は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

#### (配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

**第七条** 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

#### (警察官による被害の防止)

**第八条** 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (警察本部長等の援助)

**第八条の二** 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防

止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

#### (福祉事務所による自立支援)

**第八条の三** 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (被害者の保護のための関係機関の連携協力)

**第九条** 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

#### (苦情の適切かつ迅速な処理)

**第九条の二** 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

## 第四章 保護命令

### (保護命令)

**第十条** 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同

号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。

以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
  - 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪

の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経

過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

#### (管轄裁判所)

**第十一条** 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

#### (保護命令の申立て)

**第十二条** 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察

職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

#### (迅速な裁判)

**第十三条** 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

#### (保護命令事件の審理の方法)

**第十四条** 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

#### (保護命令の申立てについての決定等)

**第十五条** 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を

経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

#### (即時抗告)

- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられていると

きは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

#### (保護命令の取消し)

**第十七条** 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

#### (第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

**第十八条** 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発す

ることにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

#### (事件の記録の閲覧等)

**第十九条** 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

#### (法務事務官による宣誓認証)

**第二十条** 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

#### (民事訴訟法の準用)

**第二十一条** この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

#### (最高裁判所規則)

**第二十二条** この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

### (職務関係者による配慮等)

**第二十三条** 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

### (教育及び啓発)

**第二十四条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

### (調査研究の推進等)

**第二十五条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

### (民間の団体に対する援助)

**第二十六条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

### (都道府県及び市の支弁)

**第二十七条** 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用



2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する  
婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しな  
ければならない。

#### (国の負担及び補助)

**第二十八条** 国は、政令の定めるところにより、都道  
府県が前条第一項の規定により支弁した費用のう  
ち、同項第一号及び第二号に掲げるものについ  
ては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げ  
る費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費  
用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
  - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

### 第六章 罰則

**第二十九条** 保護命令に違反した者は、一年以下  
の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第三十条** 第十二条第一項(第十八条第二項の規  
定により読み替えて適用する場合を含む。)の規  
定により記載すべき事項について虚偽の記載のあ  
る申立書により保護命令の申立てをした者は、十  
万円以下の過料に処する。

#### 附則〔抄〕

##### (施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を  
経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条  
(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限  
る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援セン  
ターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二  
十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行  
する。

##### (経過措置)

**第二条** 平成十四年三月三十一日までに婦人相談  
所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴  
力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求め  
た場合における当該被害者からの保護命令の申  
立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号  
並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適  
用については、これらの規定中「配偶者暴力相談  
支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

##### (検討)

**第三条** この法律の規定については、この法律の施  
行後三年を目途として、この法律の施行状況等を

勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必  
要な措置が講ぜられるものとする。

#### 附則〔平成十六年法律第六十四号〕

##### (施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を  
経過した日から施行する。

##### (経過措置)

**第二条** この法律の施行前にしたこの法律による改  
正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保  
護に関する法律(次項において「旧法」という。)第  
十条の規定による命令の申立てに係る同条の規  
定による命令に関する事件については、なお従前  
の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられ  
た後に当該命令の申立ての理由となった身体に  
対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害  
を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律  
による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被  
害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第  
十条第一項第二号の規定による命令の申立て(こ  
の法律の施行後最初にされるものに限る。)があつ  
た場合における新法第十八条第一項の規定の適  
用については、同項中「二月」とあるのは、「二週  
間」とする。

##### (検討)

**第三条** 新法の規定については、この法律の施行  
後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、  
検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措  
置が講ぜられるものとする。

#### 附則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

##### (施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を  
経過した日から施行する。

##### (経過措置)

**第二条** この法律の施行前にしたこの法律による改  
正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保  
護に関する法律第十条の規定による命令の申立  
てに係る同条の規定による命令に関する事件につ  
いては、なお従前の例による。

## 5 安城市男女共同参画推進条例

平成 20 年 3 月 26 日安城市条例第 15 号

### 安城市男女共同参画推進条例

#### 目次

##### 前文

##### 第一章 総則(第一条—第九条)

##### 第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第十条—第十七条)

##### 第三章 男女共同参画審議会(第十八条)

##### 第四章 雑則(第十九条)

##### 附則

男女が性別にかかわらず心豊かに生活できることは、私たち安城市民の願いです。

安城市は、豊かな大地と自然に恵まれ、多くの人々のたゆみない努力により産業と文化、そして穏やかな地域社会をはぐくんできました。

しかしながら、少子高齢化や経済産業構造の変化、国際化などにより、家族形態や地域社会は大きく変化しています。このような変化のなかで、引き続き活力ある社会を築くためには、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく制度及び慣行を見直し、男女が対等なパートナーとして生活できる社会づくりに取り組んでいくことが必要です。

私たち安城市民は、将来にわたって、男女が、互いに自立した人間として、その人権を尊重し、共に責任を分かち合い、豊かな生き方のできる男女共同参画社会の実現を目指し、ここに、この条例を制定します。

#### 第一章 総則

##### (目的)

**第一条** この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育に携わる者の役割を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

##### (定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野(以下「社会のあらゆる分野」という。)における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動によりその言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動に対する個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。
- 四 ドメスティック・バイオレンス 夫婦、恋人等親密な関係にある男女間若しくは過去に親密な関係にあった男女間の暴力その他の精神的、身体的又は経済的な苦痛を与える言動をいう。

##### (基本理念)

**第三条** 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として、社会のあらゆる分野において積極的に行われなければならない。

- 一 男女が、性別を理由に差別されることなく、自立した個人として、個性と能力を発揮する機会が確保されることその他の人権が尊重されること。
- 二 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行により制限されることなく、あらゆる活動に対して、自らの意思と責任において多様な選択ができるよう配慮されること。

三 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野において、方針の立案及び決定に共同して参画する機会を確保されること。

四 家族を構成する男女が、互いの人格を尊重し、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動と地域、学校、職場その他の社会生活における活動との両立ができるよう配慮されること。

#### (市の役割)

**第四条** 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、市民、事業者及び教育に携わる者並びに国、県その他の関係機関と協力し、連携を図りながら男女共同参画を推進するものとする。

3 市は、自ら率先して男女共同参画を推進するものとする。

#### (市民の役割)

**第五条** 市民は、男女共同参画について理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

#### (事業者の役割)

**第六条** 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女共同参画の推進に積極的に取り組むよう努めるものとする。

#### (教育に携わる者の役割)

**第七条** 家庭教育、学校教育、社会教育その他の教育に携わる者は、男女共同参画の基本理念に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

#### (性別による権利侵害の禁止)

**第八条** 何人も、社会のあらゆる分野において、直接であると間接であるとを問わず、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

#### (公衆に表示する情報への配慮)

**第九条** 何人も、広く市民を対象とした広報、報道、広告等において、性別による固定的な役割分担又は異性に対する暴力を正当化し、又は助長する表現その他の不適切な性的表現を行わないよう努めなければならない。

### 第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

#### (基本計画の策定)

**第十条** 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、安城市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者及び教育に携わる者の意見を反映するための必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

#### (施策の策定に当たっての配慮)

**第十一条** 市は、男女共同参画に影響を及ぼすと思われる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進について配慮しなければならない。

#### (調査研究)

**第十二条** 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を行うとともに、必要に応じ、その結果を公表するものとする。

#### (広報及び支援)

**第十三条** 市は、市民、事業者及び教育に携わる者が男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画を推進する活動を行う意欲が増進されるように、広報活動を行うほか、必要な支援を行うものとする。

### (積極的改善措置)

**第十四条** 市は、社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民、事業者及び教育に携わる者と協力し、積極的改善措置を講ずるものとする。

2 市長は、委員会、審議会、審査会その他これらに類するものの委員を委嘱し、又は任命する場合は、男女の委員の数が著しく均衡を欠くことのないよう努めるものとする。

### (実施状況の公表)

**第十五条** 市は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

### (市が実施する施策に対する申出)

**第十六条** 市民、事業者及び教育に携わる者は、市長に対し、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画に影響を及ぼすと思われる施策についての意見を申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、安城市男女共同参画審議会に報告するとともに、適切な処理に努めるものとする。

### (男女共同参画を阻害する事項に係る相談)

**第十七条** 市は、市民から男女共同参画を阻害する事項に係る相談があったときは、国、県その他の関係機関と連携を図り、必要な措置を講ずるものとする。

## 第三章 男女共同参画審議会

**第十八条** 市長の諮問に応じ、基本計画の策定及び変更その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、安城市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及び第十六条第2項の規定により報告のあった事項について調査審議する。

3 審議会は、前項の規定により調査審議した事項に関しては、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員十五人以内で組織する。

5 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。

6 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第四章 雑則

### (委任)

**第十九条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

#### (経過措置)

2 この条例の施行の際現に定められている第二次安城市男女共同参画プランは、第十条第1項の規定により定められた基本計画とみなす。

## 6 安城市男女共同参画審議会規則

平成 20 年 3 月 26 日安城市規則第 22 号

改正 平成 23 年 3 月 4 日安城市規則第 5 号

### (趣旨)

**第一条** この規則は、安城市男女共同参画推進条例(平成二十年安城市条例第十五号)第十八条第8項の規定に基づき、安城市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (委員)

**第二条** 審議会の委員は、市民、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

2 市民のうちから委嘱する委員は、公募によるものとする。

### (会長及び副会長)

**第三条** 審議会に会長及び副会長をそれぞれ一名置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

**第四条** 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長を務める。

2 会議は、会長(会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長)及び委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (庶務)

**第五条** 審議会の庶務は、市民生活部市民協働課において処理する。

### (委任)

**第六条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審

議会に諮って定める。

### 附 則

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日以後最初に第二条第2項の規定により公募した委員の任期は、安城市男女共同参画推進条例第十八条第6項の規定にかかわらず、平成二十二年三月三十一日までとする。

**附 則**(平成二十三年三月四日安城市規則第五号)

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

## 7 安城市男女共同参画審議会委員名簿

任期:平成24年4月1日～平成26年3月31日

平成24年4月1日現在

	氏名	所属	備考
会長	林 陽子	中部学院大学 こども学部 子ども学科 学部長・教授	学識経験者
副会長	舟橋 正浩	安城市民交流センター長	市民活動関係者
	旭 多貴子	さんかく21・安城 会長	男女共同参画グループ代表
	池端 伸二	市民代表	市民公募
	稲垣 歩美	市民代表	市民公募
	菊池 修	安城商工会議所 常務理事	商工業関係者
	条 昭	J A あいち中央 総合企画部 部長	農業関係者
	榊原 ちさと	安城市教育委員会	教育関係者
	榊原 真由美	安城市人権擁護委員会 副委員長	人権関係者
	重田 一春	連合愛知三河西地域協議会 副代表	労働関係者
	柴田 由美	アイシン・エイ・ダブリュ株式会社 人材開発本部 総務部 社会貢献 グループ グループマネージャー	企業関係者
	丹羽 恵子	衣浦東部保健所 健康支援課 課長補佐	医療関係者

## 男女共同参画セルフチェックシート

### (1) チェック

あなたは次のようなことについてどう思いますか？  
同感する項目にチェックを入れてみましょう。

#### 家庭では・・・

- 男性が洗濯物を干したり、ゴミ出しをしたりする姿には違和感がある
- 男性は仕事が大変なので、家事や買い物を分担しなくてよい
- 女性（妻・母、パートナーなど）が外出するときは、家族の食事の準備をしてから出かけるべきだと思う
- 親の介護は女性（妻や娘）がすべきだと思う
- 母親が家事・育児に専念した方が子どもにとってもよい
- 子どもの成績や進路についての親の期待は、男子と女子では異なると思う
- 女の子は優しく、男の子はたくましく育てるべきだ
- 男性が働き、妻や子どもを養うのは当然だ
- 夫婦間・家族間で、殴る、蹴るといった身体的暴力をふるうことも、ときには必要だ
- 夫婦間・家族間で、無視し続けたり、侮辱的・差別的発言をしたりすることは、暴力ではない

#### 職場では・・・

- 来客用のお茶は女性が出した方が印象がよい
- 男性が育児休業をとってまで子育てする必要はない
- 女性は子どもが産まれたら勤めを辞め、育児に専念すべきだ
- 子ども服や生活雑貨の売り場の担当は女性が適している
- 営業は接待能力が要求されるので男性に向いている
- 男性と女性で、配置や教育訓練課程が異なるのは仕方がない
- 課長・部長などの役職への登用は女性より男性の方が適している
- 女性の上司の下では男性は働きにくいと思う
- 自分の意見をハッキリ言う女性は敬遠されてしまうと思う
- 性的な話題もコミュニケーションの手段のひとつであり、職場でも、ときには必要だと思う

#### 地域では・・・

- 地域の行事に参加するのは、女性（妻、パートナーなど）の方がよい
- 男性は仕事が忙しいので地域活動に出なくてもよい
- 地域などの行事で料理やお茶出しは女性が担当するのがよい
- 地域でのリーダーは、男性が務めた方がよい
- 地域の会合での席順は男性が上座、女性が下座にすわる風潮があると思う
- 町内会の会合は一家を代表して男性が出席するべきである
- 町内会の大事なことを決めるのは、男性だけでよい
- 町内会長は当然男性がすべきである
- 葬式での喪主は男性がすべきである
- 町内会や地域活動において、性的な話題やコミュニケーションをするのも、ときには必要だと思う

## (2) 解説

あなたは、いくつの項目にチェックが付きましたか？

3つの分野ごとにチェックした数を数え、下のレーダーチャートに記入してみましょう。

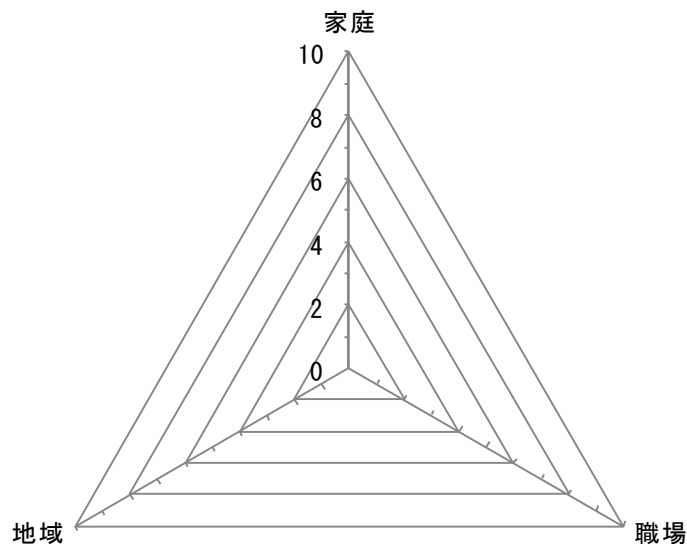
数値が低いほど、男女共同参画への意識が高い結果となります。男女共同参画に対する意識について、自分の認識を見つめてみてください。

日常の小さな出来事の積み重ねをもう一度見つめ直してみると、あたり前と見過ごしていることの中に、性別を理由とした不合理な取扱いや固定的な見方が潜んでいることがあります。

多様な考え方を尊重し、誰もがのびやかに個性や能力を発揮できる社会をつくるために、まずあなたの意識から変えていきましょう。

### ◆男女共同参画に関する意識のレーダーチャート

※数値が低いほど、男女共同参画に対する意識が高いといえます



#### チェックしてみましょう

- すべてにチェックがつかなかった、または小さい三角形ができた人は、男女共同参画についてよく理解しています！これからも、暮らしの中で男女がともに個性や能力が発揮できるよう、意識していきましょう。
- 特定の分野が高くなった人は、なにか見落とししていませんか？いろいろな分野で、男女共同参画の視点から見つめ直してみましょう。
- 大きな三角ができた人は、もっと『男女共同参画』について理解を深め、意識していかなければなりません。家庭や地域や職場など、さまざまところで男女の『隔たり』が存在します。男女がともに個性や能力を発揮できるよう、『男女共同参画』について考えてみましょう。



**第3次安城市男女共同参画プラン**  
**～（キャッチフレーズ）～**

平成25年度～平成29年度

---

発行年月日	平成25年3月
発行	安城市
編集	安城市 市民生活部 市民協働課

〒446-8501  
安城市桜町18番23号  
TEL：(0566)71-2218  
FAX：(0566)76-1112  
E-mail：kyodo@city.anjo.lg.jp

---